

# ロシア民法典

## **第4編 各種の契約類型**

### **第33章 定期金及び終身扶養**

#### **第1節 定期金及び終身扶養に関する総則**

##### 第583条 定期金契約

- (1) 定期金契約において、一方当事者（定期金受給者）は他方当事者（定期金債務者）に財産の所有権を移転し、定期金債務者は受領した財産の代わりとして、定期的に定期金受給者に対して、定額の金銭を給付するか、または、定期金受給者の扶養のために金銭以外の財産を移転する義務を負う。
- (2) 定期金契約において、永久に定期金を支払う義務（永久定期金）又は定期金受給者の生涯にわたって定期金を支払う義務（終身定期金）を設定することができる。終身定期金は被扶養者の生涯にわたって扶養を行うことを条件として設定することができる。

##### 第584条 定期金契約の形式

定期金契約は公正証書によってなされなければならない。定期金の支払を条件とする不動産譲渡契約は登記を必要とする。

##### 第585条 定期金支払いを引き換えとする財産の譲渡

- (1) 定期金支払いと引き換えに譲渡された財産は、定期金の受領によって、支払いのために、または負担なしに、定期金債務者の所有に属する。
- (2) 本章に別段の定めがなく、定期金契約の本旨に反しない限り、定期金支払いと引き換えになされた財産譲渡が定期金契約において規定されているとき、譲渡と支払に関する当事者関係には売買に関するルール（第30章）が適用され、財産が負担なしに譲渡されるとき、贈与に関するルール（第32章）が適用される。

##### 第586条 定期金による不動産の負担

- (1) 定期金支払いと引き換えに譲渡された、土地、事業、建物、付属物その他の不動産に対して、定期金が負担させられる。定期金債務者によってそれらの不動産が譲渡された場合、定期金債務者の債務は当該財産の取得者に移転する。
- (2) 定期金の負担を受けた不動産を他者に譲渡した者は、定期金契約の違反に関連して生じる定期金の支払い請求について、保証債務（第399条）を負担する。ただし、本法その他の法律または契約によって連帯債務が規定されている場合はこの限りでない。

#### 第 587 条 定期金支払の担保

- (1) 定期金支払いと引き換えに土地その他の不動産が譲渡された場合、定期金受給者は、定期金債務者の債務を担保するため、当該不動産に抵当権を有する。
- (2) 自らの債務の履行の担保を提供し（第 329 条）、それらの債務の不履行または不完全履行に基づく責任を定期金受領者の利益のために保証する定期金債務者の義務を実現する条件は、金銭その他の動産を定期金の支払として譲渡することを規定する契約にとって、重要な条件である。
- (3) 前項に規定される義務を定期金債務者が果たさなかったとき、および定期金受給者の責めに帰すべきでない事情によって担保物の滅失および条件の悪化が生じたとき、定期金受給者は定期金契約を解除し、契約解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

#### 第 588 条 定期金支払の遅延に対する責任

定期金支払いの遅延について、定期金債務者は、本法第 395 条の規定に従って、定期金受領者に対して利息を支払わなければならない。ただし契約において異なる利率が定められている場合はこの限りでない。

## **第 2 節 永久定期金**

#### 第 589 条 永久定期金の受給者

- (1) 自然人または非営利団体のみが永久定期金の受給者となる資格を有する。ただし、法律に反する場合およびその活動の目的に反する場合はこの限りではない。
- (2) 永久定期金契約のもとで定期金を受領する権利は、本条第 1 項に定める者に対して、債権譲渡、相続、または法人の再編にともなう法律上の承継によって移転することができる。ただし、法律または契約に別段の定めがある場合をのぞく。

#### 第 590 条 永久定期金の形式と金額

- (1) 永久定期金は契約によって定められた金銭額の形で支払われなければならない。  
定期金の価額に対応する、物の引き渡し、仕事の完成またはサービスの実施によって定期金支払いを行うことは、永久定期金契約によって定めることができる。
- (2) 永久定期金契約に別段の定めがある場合を除き、支払われるべき定期金の金額は、法律によって定められる最低賃金の増加に対応して、増加する。

#### 第 591 条 永久定期金の支払期間

永久定期金契約に別段の定めがある場合を除き、4 半期の終わりごとに支払われなければならない。

#### 第 592 条 永久定期金を購入する支払者の権利

- (1) 永久定期金債務者は、定期金を購入することによって、それ以後の定期金の支払を拒む権利を有する。
- (2) 支払いの拒絶は、定期金支払いを終了する 3 か月以上前に、または契約によって定められたより長期の期間前に、書面の形式で定期金債務者によって宣言されることを条件として有効となる。定期金の支払いにかかる債務は、定期金受給者が購入金額全額を受領するまで存続する。ただし、定期金の購入の手続について契約に別段の定めがある場合はこの限りでない。
- (3) 永久定期金債務者が定期金を購入する権利を放棄することは無効である。  
定期金受給者の生涯または契約締結から 30 年を超えない期間、永久定期金の購入権限を行使できないことを定めることができる。

#### 第 593 条 定期金の受領の要求に基づく定期金購入の権利

永久定期金受給者は、次の場合、定期金債務者に対して定期金購入を求める権利を有する。

永久定期金契約に別段の定めがある場合を除き、定期金の支払いが 1 年以上遅れた場合。

定期金債務者が定期金支払いの担保に関する義務（第 587 条）に違反した場合。

定期金債務者が支払不能に陥ることが予想されるなど、定期金が契約によって定められた金額につき、契約で定められた期間内に支払われないことを確証する債務が発生した場合。定期金の支払いと交換に譲渡された不動産が複数の者の共有に属し、または複数の者によって分割された場合。

その他契約によって定められた事情が生じた場合。

#### 第 594 条 永久定期金の購入価格

- (1) 第 592 条および第 593 条に規定される場合において、永久定期金の購入は、契約に定められた金額において、なされなければならない。
- (2) 永久定期金の支払いと引き換えに財産が譲渡される契約において、定期金購入価格に関する定めが存在しないとき、購入は定期金の年額に対応する金額においてなされなければならない。
- (3) 永久定期金の支払いと引き換えに、負担なしに財産が譲渡される契約において、第 424 条第 3 項に規定されるルールに従って決定される譲渡財産の金額は、購入金額とともに定期金の年額を含まなければならない。

第 595 条 永久定期金の支払と引き換えに譲渡された財産が偶発的に滅失するリスク

- (1) 定期金支払いと引き換えに負担なしで譲渡された財産が偶発的な事情によって滅失または毀損されるリスクは、定期金債務者によって負担される。
- (2) 定期金支払いと引き換えに支払いのために譲渡された財産が偶発的な事情によって滅失または毀損されたとき、定期金債務者は、定期金支払いに関する債務を個別的に終了させ、または支払いの条件を変更する権利を有する。

### **第 3 節 終身定期金**

第 596 条 終身定期金の受給者

- (1) 終身定期金は、定期金の給付と引き換えに財産を譲渡した自然人の生涯について、またはその者によって指定された他の自然人の生涯について設定することができる。
- (2) 終身定期金契約に別段の定めがある場合をのぞき、終身定期金は、数人の自然人のために、各人が定期金に対して平等の持分を有する形で、設定することができる。  
終身定期金契約に別段の定めがある場合をのぞき、数人の定期金受給者の一人が死亡したとき、その持分は生存する他の定期金受給者に移転する。最後の定期金受給者が死亡したとき、終身定期債務は消滅する。
- (3) 契約を締結した時点で既に死亡していた自然人のために設定された終身定期金は無効とする。

### **第 4 節 被扶養者の生涯にわたる扶養**

第 601 条 被扶養者の生涯にわたる扶養契約

- (1) 被扶養者の生涯にわたる扶養契約において、定期金受給者は住居、区分所有建物、土地その他の不動産の所有権を定期金債務者に移転し、定期金債務者は被扶養者の生涯にわたって被扶養者および／または指定された第三者の扶養のために用いる義務を負う。
- (2) 本節に別段の定めがある場合を除いて、終身定期金契約に関する規定は、被扶養者の生涯にわたる扶養契約に適用される。

## **第 34 章 賃貸借**

### **第 5 節 事業の賃貸借**

第 656 条 事業の賃貸借契約

- (1) 事業活動を行うために必要な財産の複合体としての事業の賃貸借契約において、貸主は借主に対し、対価と引き換えに、一時的な占有を与え、土地、建物、施設、設備その

他事業を構成する手段を占有させ、利用させる義務、契約によって定められた条件のもとで、かつその制限内で、原材料のストック、燃料、資材その他の流通物、土地、水流その他天然資源、建物、施設、設備その他の事業と関連する財産を利用する権利、および、事業活動を個別化する標識を利用する権利その他の排他的権利を移転する義務、ならびに、事業と関連する債権を譲渡し、および債務を移転する義務を負う。他者の所有に属する財産（土地その他の天然資源を含む。）の占有および利用に関する権利を移転する場合には、法律に定められた手続に従わなければならない。

- (2) 法律に別段の定めがある場合を除き、貸主が特定の活動に従事することの許可またはライセンスに基づいて受領した権利は、借主への権利移転の対象としてはならない。契約によって譲渡される事業に含まれる債務のうち、許可またはライセンスなしに借主が履行することのできない債務について、貸主は免責されない。

## **第6節 ファイナンス・リース**

### 第665条 ファイナンス・リース契約

ファイナンス・リース契約において、貸主は、借主によって決定された売主から借主によって指定された財産の所有権を取得する義務、および、対価と引き換えに当該財産を借主の占有におき、事業目的に利用させる義務を負う。この場合において、貸主はリース対象物および売主の選択に責任を負わない。

ファイナンス・リース契約において、貸主が売主または購入される財産を選択する義務を負うことを定めることができる。

## **第37章 請負**

### **第2節 家庭内の事務に関する請負**

#### 第730条 家庭内の事務に関する請負

- (1) 家庭内の事務に関する請負契約において、事業活動を行う請負人は、自然人（注文者）の定めた計画にしたがって、注文者の家庭内その他の個人的な要求を充たす仕事を実施する義務を負う。注文者は当該仕事を受領し、対価を支払う義務を負う。
- (2) 家庭内の事務に関する請負契約は公共契約（第426条）である。
- (3) 注文者の防御権に関する法律その他これに対応する法令は、本法典によって規定されない家庭内の請負契約関係に適用される。

### 第 731 条 注文者の権利の保障

- (1) 請負人は、家庭内の事務に関する請負契約に追加的な仕事やサービスを付加するよう注文者に強制する権利を有しない。注文者は、契約によって定められていない仕事やサービスについて支払いを拒絶する権利を有する。
- (2) 注文者は、仕事の引渡しがあるまではいつでも、家庭内の事務に関する請負契約の履行を拒絶する権利を有する。この場合、注文者は、請負人に対し、契約の履行拒絶を通知する以前に実施された仕事の割合に応じて代金の一部を支払い、かつ、当該代金の一部に含まれない、その時点までに契約履行の目的でなされた費用を補償しなければならない。注文者のこの権利を剥奪する契約条項は無効である。

### 第 732 条 注文者に対する仕事に関する情報の提供

- (1) 請負人は、家庭内の事務に関する請負契約の締結以前に、予定される仕事、当該仕事の形態、特殊性、代金及び支払い方法について、必要かつ信頼に足る情報を注文者に提供する義務を負う。請負人はまた、注文者の求めに応じて、契約および個々の仕事に関するその他の情報を提供する義務を負う。仕事の性質上、個々の仕事が重要な意味を有するとき、請負人は注文者に対してそれを実施する特定人を指定しなければならない。
- (2) 注文者が、家庭内の事務に関する請負契約が締結された場所において、第 1 項に規定された情報を直ちに受領する機会を提供されなかったとき、注文者は請負人に対して、契約締結の回避によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。

注文者は、実施された仕事について代金を支払うことなく、家庭内の事務に関する請負契約を解除することができ、かつ、請負人の提供した情報が不完全または不確かであったために自らが予期していた特徴を有しない仕事の実施について契約が締結されたときには、損害賠償を請求することができる。

第 1 項に規定される情報の提供を怠った請負人は、情報提供の懈怠の結果として、注文者への引渡しの後に生じた瑕疵についても責任を負わなければならない。

### 第 733 条 請負人が材料を提供して仕事の実施される場合

- (1) 家庭内の事務に関する請負契約における仕事について、請負人が材料を提供してこれを実施するとき、契約締結時点において契約の定めに従って当該材料の代金の全部または一部が注文者によって支払われなければならない、請負人によって実施された仕事が注文者に引き渡された時点において最終的な決済がなされなければならない。

契約において、注文者が材料代金を分割払いすることを条件として、請負人が材料について注文者に信用供与することができる。
- (2) 家庭内の事務に関する請負契約の締結後に請負人が提供した材料の値段が変動したとしても、決算方法を変更することはできない。

#### 第 734 条 注文者が材料を提供して仕事を実施される場合

家庭内の事務に関する請負契約における仕事について、注文者が材料を提供してこれを実施するとき、当事者によって取り決められた材料の正確な名称、性状の描写及び金額が、契約締結時に請負人から注文者に発行される領収書その他の書面において特定されなければならない。領収書その他類似の書面に記載される材料の価額について、注文者は事後的に訴訟で争うことができる。

#### 第 735 条 仕事の代金とその支払い

家庭内の事務に関する請負契約において仕事の代金は、当事者の合意によって決定されなければならない。個別の国家機関によって設定・規制される金額を超えてはならない。仕事の代金は、請負人による最後の引き渡しがなされたのちに、注文者によって支払われなければならない。注文者の同意があるときには、仕事の代金を、契約締結時にその全額を、または保険の形で、支払うことができる。

#### 第 736 条 実施された仕事の利用条件に関する注文者への注意

仕事を注文者に引き渡す時、請負人は仕事の成果を適切かつ安全に利用するために必要となる条件、および個別の条件に従わなかった場合に注文者または第三者に生じ得る結果を、注文者に通知する義務を負う。

#### 第 737 条 実施された仕事について瑕疵が発見された場合の効果

- (1) 仕事の成果を受領する時点において、またはその受領後において、保証期間内に、もしくはその定めがない場合には、仕事の受領の日から 2 年（不動産については 5 年）を超えない合理的な期間内に、瑕疵が発見されたとき、注文者は、自らの選択に基づいて、本法第 723 条に規定される救済手段を行使し、費用の補償なしに再度の仕事の実施を求め、または自己もしくは第三者による瑕疵の除去について生じた費用の支払いを求める権利を有する。
- (2) 仕事の成果に重大な瑕疵が発見されたとき、その瑕疵が受領以前に生じ、かつ瑕疵の原因が受領以前に生じていたことを証明した場合には、注文者は、請負人に対して、費用の補償なしに瑕疵の除去を求める権利を有する。注文者による仕事の成果の受領時から 2 年（不動産については 5 年）が経過した後に瑕疵が発見された場合であっても、仕事の成果について定められたサービス期間内であるか、またはそのようなサービス期間が定められていない場合には、注文者による仕事の成果の受領から 10 年以内であれば、注文者は当該請求をなすことができる。
- (3) 第 2 項の定める請求に請負人が応じなかったとき、注文者は、同一の期間内に、支払った仕事の代金の一部の返還または自己もしくは第三者による瑕疵の除去について発生

した費用の補償を請求し、または契約の履行を拒絶し、損害の賠償を請求する権利を有する。

#### 第 738 条 注文者が仕事の成果を受領しなかった場合の効果

注文者が仕事の成果を受領するために現れず、またはその他の形で仕事の成果の受領を拒んだとき、請負人は、注文者に対して書面で警告をし、当該警告の日から 2 か月が経過した後に、当該仕事の成果を合理的な価格で売却し、受領した金額を、本法第 327 条の定める手続きに従って、請負人に支払われるべき全金額を下回る範囲で供託する権利を有する。

#### 第 739 条 家庭内の事務に関する請負契約において仕事が不完全な形で実施され、または実施されなかった場合における注文者の権利

家庭内の事務に関する請負契約において仕事が不完全な形で実施され、または実施されなかったとき、注文者は、本法第 503 条から第 505 条に従って買主に与えられる権利を行使することができる。

### **第 3 節 建築請負**

#### 第 740 条 建築請負

- (1) 建築請負契約において、建築請負人は契約によって定められた期間内に定められた対象物を注文者の計画に従って建築する義務、またはその他の建築作業を実施する義務を負う。注文者は建築請負人による建築作業の実施に必要な条件を整える義務、建築作業の成果を受領する義務、及び契約に定められた対価を支払う義務を負う。
- (2) 建築請負契約は、事業施設、建物（住居を含む。）、施設その他の対象物の建築または建て直しを目的として、および、集会、除幕式の実施など建築対象物と不可分な形で結びついた作業を目的として締結される。契約に別段の定めのない限り、建築請負契約に関する規定は、建物及び施設の主要な修繕にも適用される。

契約によって規定された事例について、建築請負契約は、注文者による受領後、契約で定められた期間、建物の利用を保障する義務を含む。
- (3) 建築請負契約によって、自然人（注文者）の家庭内の事務その他の個人的な需要を満たすために作業が行われるとき、家庭内の事務に関する請負についての注文者の権利に関する本章第 2 節の規定が個別的に適用される。

#### 第 741 条 当事者間におけるリスク配分

- (1) 注文者による受領以前に、建築請負契約の目的となる建築対象物が偶発的事情により、滅失・損傷したとき、そのリスクは建築請負人が負担する。

- (2) 注文者による受領以前に、注文者の提供した材料（もしくは部品、建築デザイン）または設備）の劣悪さ、または注文者の誤った指示の実施の結果として、建築対象物が滅失・損傷したとき、建築請負人は、本法第 716 条第 1 項の定める義務を実施したという条件のもとで想定される仕事の費用全体の支払いを求める権利を有する。

#### 第 742 条 建築対象物に対する付保義務

- (1) 建築目的物、材料、設備その他建築に用いられる物の偶発的事情による滅失・損傷のリスク、または建築作業中に第三者に損害を加えることについての責任を負担する当事者が、個々のリスクについて保険を付する義務を、建築請負契約において定めることができる。

付保の義務を負う当事者は、他方当事者に対し、保険者に関するデータ、保険の対象金額及び保険対象リスクを含む、建築請負契約の定める条件に基づいて保険契約を締結したことを証する書面を交付しなければならない。

- (2) 付保の事実によって、各当事者が保険事由の発生を妨げるために適切な処置を採る義務を免れることはない。

#### 第 743 条 技術的文書及び見積書

- (1) 建築請負人は、仕事の量・内容及びその他の条件を規定する技術的文書、ならび仕事の対価を規定する見積書に従って、建築その他これに関連する仕事を実施する義務を負う。

請負建築契約に別段の定めがないとき、請負人は技術的文書及び見積書に規定された全ての仕事を実施する義務を負う。

- (2) 技術的文書の構成及び内容は、建築請負契約によって定められなければならない。当事者のいずれが、いつまでに当該文書を交付しなければならないかについても、契約において定められなければならない。

- (3) 技術的文書において明確にされていないが、これと関連する建築作業の実施中に、追加的作業を行う必要があること、それによって費用が増加することを発見したとき、建築請負人は、注文者に対してそのことに関する情報を提供する義務を負う。

法令または建築請負契約において期間に関する別段の定めがある場合を除き、10 日以内に注文者から返答を受けなかったとき、建築請負人は、作業を中断する義務を負う。作業の中断によって生じる損害は注文者に帰せしめられる。追加的仕事を実施する必要がないことが契約において定められているとき、注文者は作業の中断によって生じる損害を賠償する義務を免れることができる。

- (4) 第 3 項に定める義務の履行を怠った建築請負人は、追加的仕事に関する対価の支払い及びそれによって生じる費用の補償を注文者に請求する権利を失う。ただし、即時の行

為の必要性が——とりわけ仕事の中断によって建築目的物が滅失・毀損するという事実との関連で——契約において規定されている場合はこの限りではない。

- (5) 注文者が追加的仕事の実施及びその対価の支払いに同意したとき、その追加的作業が自らの職業的範疇を超えるか、不可抗力を理由として実施が不可能である場合に限って、建築請負人はその実施を拒絶する権利を有する。

#### 第 744 条 技術的文書の変更

- (1) 注文者は、それによって生じる追加的仕事が費用の面において見積書に定められた全費用の 10%を超えず、かつ建築請負契約に規定された仕事の性質を変更しないという条件のもとで、技術的文書を変更する権利を有する。
- (2) 第 1 項に定める以上に技術的文書を変更するためには、両当事者の追加的合意が必要となる。
- (3) 建築請負人は、不可抗力を理由として仕事の費用が見積書を超える場合で、その割合が 10%に満たないとき、本法第 450 条に従い、見積書の改訂を要求する権利を有する。
- (4) 建築請負人は、技術的文書における欠陥を除去するために発生した合理的費用の補償を請求する権利を有する。

#### 第 745 条 材料及び設備を伴う建築に関する条項

- (1) 部品及び建築デザインを含む材料、または設備を伴う建築の契約条項に関連する義務は、建築請負人によって負担されなければならない。建築の契約条項の全部または一部が注文者によって実施されることが契約において定められている場合はこの限りではない。
- (2) 前条の定める建築の契約条項について義務を負う当事者は、実施される仕事の質を低下させることなしに、与えられた材料または設備を利用することが不可能であることが明らかになった場合に、その責任を負う。ただし、他方当事者が責めを負うべき事情によって利用不可能が生じたことが証明された場合はこの限りでない。
- (3) 注文者によって、実施される仕事の質を低下させることなしに、与えられた材料または設備を利用することが不可能であることが発見され、かつ注文者はその取り換えを拒絶したとき、建築請負人は契約を解約し、それまでに実施した仕事の割合に応じて対価の支払いを請求する権利を有する。

#### 第 746 条 仕事の対価の支払い

- (1) 注文者は、見積書に定められた金額について、定められた期間内に、法令又は建築請負契約の定める手続きに従って、建築請負人によって実施された仕事に対する支払いをなす義務を負う。法令又は契約に個別の指示がないとき、仕事の対価の支払いは、本法第 711 条に従ってなされなければならない。

- (2) 建築請負契約において、注文者が目的物の受領後に仕事の対価の全額を一時に支払うべきことを定めることができる。

#### 第 747 条 建築請負契約における注文者の追加的義務

- (1) 注文者は適時に建築のための地所を提供する義務を負う。提供される地所の広さ及び状態は、建築請負契約に含まれる条件に一致しなければならないが、契約に条件の定めがない場合には仕事の適時開始、通常の実施、期間内の完成を保証するものでなければならない。
- (2) 注文者は、建築請負契約に定められた事例において、その定める手続きに従って、仕事の実施に必要な建物及び施設を提供し、その住所までの資材の運送及び電力・水道・蒸気を供給するためのネットワークの設置を保障し、その他のサービスを提供する義務を負う。
- (3) 第 2 項に定める注文者によって提供されたサービスについての対価は、建築請負契約に定める事例において、その定める手続きに従って支払われなければならない。

#### 第 748 条 建築請負契約における仕事の実施に関する注文者の制御及び監督

- (1) 注文者は、建築請負人による作業・経済活動を妨害しない限りにおいて、実施される仕事の進行及びその品質、実施期間（または実施計画）の遵守、建築請負人によって提供された材料の品質および注文者が提供した材料の請負人による利用方法の適切さについて制御・監督を行う権利を有する。
- (2) 仕事の実施についての制御・監督に際して、建築請負契約に定められた条件からの逸脱で仕事の質を低下しうるもの、その他仕事に関する瑕疵を発見した注文者は、ただちにこのことを建築請負人に通知する義務を負う。通知を怠った注文者は発見した瑕疵に言及する権利を失う。
- (3) 建築作業中に注文者から指示が出されたとき、建築請負人は、その指示が建築請負契約の諸条件に反することなく、かつ建築請負人の作業・経済活動に反しない限りにおいて、その指示に従う義務を負う。
- (4) 仕事を不完全に実施した建築請負人は、その作業の実施について注文者が制御・監督を行わなかった事実に言及する権利を失う。ただし、注文者による制御・監督が法律によって義務付けられている場合はこの限りでない。

#### 第 749 条 注文者の権利行使および義務履行における技術者（または法人としての技術者）の関与

建築作業に関する制御・監督を行い、建築請負人との関係で自らの名において決定を行う目的で、注文者は、その種の役務提供契約を、建築請負人の同意なしに、技術者（または法人としての技術者）との間で締結することができる。技術者（または法人として

の技術者)の活動が請負人に影響を及ぼす場合、その活動は建築請負契約において規定されなければならない。

#### 第 750 条 建築請負契約における当事者の協同

- (1) 建築作業およびこれと関連する仕事を実施する中で、建築請負契約の適切な実行に障害となる事柄が発見されたとき、両当事者は自らの支配圏内において当該障害を除去するために適切な手段をとる義務を負う。この義務を怠った当事者は、当該障害が除去されなかったことによって生じた損害の賠償を求める権利を失う。
- (2) 第 1 項の定める義務を履行するために一方当事者が支出した費用は、建築請負契約にその旨の定めがある場合に限って、他方当事者によって補償されなければならない。

#### 第 751 条 環境の保全および建築作業の安全性の確保に関連する請負人の義務

- (1) 建築請負人は、建築およびこれと関連する仕事を実施するうえで、環境の保全および建築作業の安全性にかかわる法令を遵守する義務を負う。  
建築請負人は、法令の基準に違反した場合の責任を負う。
- (2) 注文者によって提供された材料および設備を利用し、注文者の指示に従うことが、環境の保全および建築作業の安全性にかかわる法令の基準のうち、両当事者にとって強行的な基準に反することになるとき、建築請負人は当該材料および設備を利用し、当該指示に従う権利を有しない。

#### 第 752 条 建築作業停止の効果

両当事者の制御を超える事情のために、建築請負契約上の仕事を停止し、建築対象物を閉鎖したとき、注文者は、建築請負人が仕事を完成することができていたならば得ていたであろう利益を控除して、仕事の停止時点までに実施された仕事について、その分の代金全額を支払い、かつ建築作業の終了と対象物の閉鎖に必要とされる費用を補償する義務を負う。

#### 第 753 条 仕事の引渡しとその受領

- (1) 建築請負人から建築請負契約に基づいて実施された仕事の成果物を引渡す準備が整ったことの連絡を受けたとき、または建築請負契約において仕事の完成時とする定めがある場合には仕事が完成したとき、注文者は、ただちにそれを受領する義務を負う。
- (2) 建築請負契約に別段の定めがある場合を除いて、注文者は自らの費用で仕事の成果物を受領しなければならない。  
法令に定めがあるとき、国家機関および地方自治体の代理人が仕事の成果物の引き渡しに関与しなければならない。

- (3) 仕事の成果物を予め段階的に受領していた注文者は、仕事の成果物が建築請負人の過失によらずに滅失・損傷したとき、そのリスクを負担しなければならない。
- (4) 建築請負人による仕事の成果物の引渡しおよび注文者によるその受領は、両当事者が署名した書面によってなされなければならない。一方当事者が書面への署名を拒否したとき、その事実に関して公証がなされなければならない。書面は他方当事者によって署名されなければならない。

仕事の成果物の引渡しおよび受領が一方的行為によってなされたとき、裁判所は当該行為が無効であるとみなすことができる。
- (5) 予備的検査が法律もしくは建築請負契約において定められ、または契約上実施されるべき仕事の性質に基づいて必要とされるとき、仕事の完成物の受領に先立って予備的検査が実施されなければならない。このとき、予備的検査の結果が積極的である場合に限って、受領はその効力を発する。
- (6) 注文者は、仕事の成果物について瑕疵を発見し、その瑕疵によって建築請負契約の目的のために仕事の成果物を利用することができず、かつ建築請負人または注文者自身がその瑕疵を除去できないとき、仕事の成果物の受領を拒絶する権利を有する。

#### 第 754 条 仕事の品質に対する建築請負人の責任

- (1) 建築請負人は、注文者に対し、技術的文書に規定された条件および両当事者にとって強行的な建築規範・基準から逸脱、ならびに、企業の生産限界を含む、技術的文書に定められた建築対象物の指標の不達成について責任を負う。

建築物または設備の再建築（設備更新、改造、修復など）を行うとき、建築請負人は、建物、設備またはそれらの一部の堅牢性、安定性または信頼性の減少・喪失について責任を負う。
- (2) 建築請負人は、注文者の同意なしに行った、技術的文書からのわずかな逸脱について、当該逸脱が建築対象物の品質に影響を及ぼさないことを証明した場合に限って、その責任を負わない。

#### 第 755 条 建築請負契約における品質保証

- (1) 建築請負人は、建築請負契約に別段の定めがある場合を除き、建築対象物について、技術的文書に定められた指標を達成し、かつ建築請負契約に従って保証期間全体を通じて建築対象物を運用できるようにする義務を負う。法律によって定められた保証期間は当事者の合意によって延長することができる。
- (2) 建築請負人は、保証期間中に発見された瑕疵について責任を負う。ただし、当該瑕疵が建築対象物またはその一部の通常の減耗、注文者自身もしくは注文者に関する第三者による不適切な運用もしくは運用に関する不適切な指示、または注文者自身もしくは

注文者に関係する第三者によって建築対象物になされた不適切な修繕によって引き起こされた場合は、この限りでない。

- (3) 建築請負人が責めを負うべき瑕疵の結果として建築対象物を利用できなかった全期間について、保証期間の進行は中断する。
- (4) 本法第 754 条第 1 項に定められた瑕疵が保証期間中に発見されたとき、注文者は発見の時から合理的な期間内に建築請負人に当該瑕疵を通知しなければならない。

#### 第 756 条 建築作業の品質の問題を発見するための期間

仕事の成果物の品質の問題について請求を行う場合、本法第 724 条第 1 項乃至第 5 項が適用される。

この場合、本法第 724 条第 2 項および第 4 項における瑕疵を発見するための最長の期間は 5 年とする。

#### 第 757 条 注文者の費用負担での瑕疵の除去

- (1) 注文者の請求に基づき、注文者の費用負担において、建築請負人がその費用を補償せずに、瑕疵を除去する義務を負うことを、建築請負契約において規定することができる。
- (2) 建築請負人は、瑕疵の除去が契約の目的と直接関連せず、かつ自らの制御を超える事情によって実施できない場合に限り、第 1 項に定める義務の履行を拒絶する権利を有する。

### **第 4 節 設計および調査の請負**

#### 第 758 条 設計および調査の請負

設計および調査の請負契約において、請負人（設計者、調査人）は、注文者の計画に従って専門的文書を作成する義務、および／または、調査を実施する義務を負う。注文者は対価を支払い、成果物を受領する義務を負う。

#### 第 759 条 設計および調査の実施に関する基礎資料

- (1) 設計および調査の請負契約において、注文者は請負人に対して、設計のための計画書、その他技術的文書を作成するのに必要な基礎資料を交付する義務を負う。設計のための計画書は、請負人が注文者のために作成することもできる。この場合、設計のための計画書は、注文者による確認の時点から両当事者にとって効力を有する。
- (2) 建築請負人は、設計のための計画書、その他設計・調査の実施のための基礎資料に含まれる条件を遵守する義務を負い、注文者の同意がある場合に限ってそれらの条件から逸脱することができる。

## 第 760 条 請負人の義務

- (1) 設計および調査の請負契約において、請負人は次の義務を負う：

計画書その他設計のための基礎資料および契約にしたがって仕事を実施すること。

完成した技術的文書について注文者と、必要な場合には注文者ならびに国家機関および地方自治体の代理人と合意すること。

完成した技術的文書および調査作業の成果を注文者に交付すること。

請負人は、注文者の同意なしに、技術的文書を第三者に交付する権利を有しない。

- (2) 設計および調査の請負契約のもとで、請負人は、顧客に対して、自らの用意した技術的文書に基づく仕事の実施を阻害し、制限する権利を有する第三者が存在しないことを保証しなければならない。

## 第 761 条 設計および調査の不適切な実施に関する請負人の責任

- (1) 設計および調査の請負契約のもとで、請負人は、技術的文書または調査資料に基づく、目的物の建築の過程およびそれを利用する過程で事後的に発見された瑕疵を含む、不適切な技術的文書の作成および調査の不適切な実施について、責任を負う。
- (2) 技術的文書または調査について瑕疵が発見されたとき、請負人は、注文主の請求に応じて、無償で技術的文書を書き直し、追加的に必要な調査を行う義務を負う。法律または設計および調査の請負契約に別段の定めがある場合を除き、請負人は、注文主に生じた損害を賠償する義務を負う。

## 第 762 条 注文主の義務

契約に別段の定めがある場合を除き、設計および調査の請負契約のもとで、注文主は次の義務を負う。

請負人に対し、仕事の完成後に定められた代金全額を支払うこと、または仕事の各段階の完成ごとに代金を分割して支払うこと。

請負人から受領した技術的文書を契約に定められた目的のためにのみ用いること、および請負人の同意なしに第三者に譲渡せず、そこに含まれる資料を漏えいしないこと。

契約に定められた程度と条件のもとで、設計および調査の実施について、請負人を補助すること。

請負人とともに、完成した技術的文書について、国家機関または地方自治体の代理人との合意手続きに参加すること。

請負人の制御を超える事情による設計および調査のための基礎資料の変更によって生じた追加的費用を請負人に支払うこと。

作成された技術的文書および実施された調査の欠点に関連して、第三者が注文主に対して提起した訴訟に、請負人を参加させること。

## **第5節 国家または地方公共団体の要求に基づく請負契約**

第 763 条 国家または地方公共団体の要求に基づいて請負を実施する国家契約または地方公共団体契約

- (1) 請負契約（第 740 条）ならびに設計および調査の請負契約（第 758 条）が国家または地方自治体の要求を充たすことを目的とし、かつ、その費用が個別の予算もしくは予算外の財源から支払われるとき、当該契約は、国家または地方公共団体の要求に応じて請負を実施する国家契約または地方公共団体契約として効力を有する。
- (2) 国家または地方公共団体の要求に基づく請負契約において、請負人は建築、設計、その他対象物の建築及び修繕と結びついた作業を行い、その成果を国家または地方公共団体に引渡す義務を負う。国家または地方公共団体は実施された作業を受領し、その対価を支払うかまたはその支払いを保障する義務を負う。

第 764 条 国家契約または地方公共団体契約の当事者

- (1) 国家契約または地方公共団体契約において、法人または自然人は請負人となる資格を有する。
- (2) 国家契約において、国家機関（国家機関の代理人を含む）、国家予算外の財源の管理者、国家予算に基づく機関、その他の国家の従属機関の予算を受領する者は、予算または予算外の財源からの支出において、仕事の実施の注文をするとき、国家契約の注文者となる。
- (3) 地方公共団体契約において、地方公共団体の代理人、その他の地方予算を受領する者は、予算または予算外の財源からの支出において、仕事の実施の注文をするとき、地方公共団体契約の注文者となる。

第 765 条 国家契約または地方公共団体契約の根拠および手続き

国家契約または地方公共団体契約の根拠および手続きは、本法第 527 条および第 528 条に従う。

第 766 条 国家契約または地方公共団体契約の内容

- (1) 国家契約または地方公共団体契約は、実施されるべき仕事の量とその費用、開始から終了までの期間、仕事に対する信用供与および対価に関する金額と手続き、当事者の義務履行を保証する手段に関する条件を、その内容として包含しなければならない。
- (2) 国家または地方公共団体の要求に基づく請負契約の注文を行う目的でなされた、競売または仕事の対価の見積りの入札に従って、国家契約または地方公共団体契約が締結されたとき、国家契約または地方公共団体契約の条件は、競売または仕事の対価の見積り

の入札において提示された条件、および競売の落札者または対価の見積りの入札者となった請負人の提案に従って決定される。

#### 第 767 条 国家契約または地方公共団体契約の変更

- (1) 国家機関または地方公共団体によって正式の手続きを経て、請負人に対し信用供与された予算が減額されたとき、当事者は新たな期間、および必要な場合には仕事を実施するために必要なその他の条件について合意しなければならない。請負人は、国家契約または地方公共団体契約の注文者に対し、仕事の実施機関の変更によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。
- (2) 第 1 項に定める以外の事情に基づく国家契約または地方公共団体契約の条件の変更は、法律によって定められた事例においてのみ、一方的意思表示または両当事者の合意によって許容される。

#### 第 768 条 国家契約または地方公共団体契約の法的規制

国家または地方公共団体の要求に基づく請負契約に関する法律は、国家または地方公共団体の要求に基づく請負契約を実施するための国家契約または地方公共団体契約に対して、本法によって規律されない部分について適用される。

### **第 39 章 サービスの有償提供**

#### 第 779 条 サービス有償提供契約

- (1) サービス有償提供契約のもとで、サービス提供者は、注文者の計画にしたがってサービスを提供する（または定められた活動を行う）義務を負う。注文者は当該サービスについて対価を支払う義務を負う。
- (2) 本章の規定は、本法第 37 章、第 38 章、第 40 章、第 41 章、第 44 章、第 45 章、第 46 章、第 47 章、第 49 章、第 51 章、第 53 章において規定される契約を除き、通信、医療、獣医療、会計、コンサルティング、情報提供、教育、旅行その他のサービスを提供する契約に適用される。

#### 第 780 条 サービス有償提供契約の履行

サービス有償提供契約に別段の定めがある場合を除き、サービス提供者は自らサービスを提供する義務を負う。

#### 第 781 条 サービスに対する対価の支払い

- (1) 注文者は、サービス有償提供契約に定められた期間内に、定められた手続きに従って、自らに提供されたサービスの対価を支払う義務を負う。
- (2) 法律またはサービス有償提供契約に別段の定めがある場合を除き、注文者の過失によって履行が不能となったとき、サービスの対価全額が支払われなければならない。
- (3) 法律またはサービス有償提供契約に別段の定めがある場合を除き、当事者双方の責めに帰すべきでない事情によって履行が不能となったとき、注文者はサービス提供者に対し、現に発生した費用を補償する義務を負う。

#### 第 782 条 サービスの有償提供契約の履行に関する一方的拒絶

- (1) 注文者は、サービス提供者に現に発生した費用を支払うことを条件として、サービス有償提供契約の履行を拒絶する権利を有する。
- (2) サービス提供者は、注文者に損害を賠償することを条件として、サービス有償提供契約上の義務の履行を拒絶する権利を有する。

#### 第 783 条 サービス有償提供契約に関する法的規制

本法第 779 条乃至第 782 条およびサービス有償提供契約の目的の特殊性に反しない限り、請負契約に関する一般規定（第 702 条乃至第 729 条）、家庭内の事務の請負契約に関する規定（第 730 条乃至第 739 条）は、サービス有償提供契約に適用される。

## **第 42 章 物品消費貸借および金銭消費貸借**

### **第 2 節 信用供与**

#### 第 819 条 信用供与契約

- (1) 信用供与契約において、銀行その他の金融機関（信用供与者）は契約によって定められた金額および条件にしたがって、金銭的財産（信用）を借主に提供する義務を負う。借主は受領した金額およびその利息を返済する義務を負う。
- (2) 本節に別段の定めがある場合、および信用供与契約の本質に反する場合を除いて、本章第 1 節の規定は信用供与契約に適用される。

#### 第 820 条 信用供与契約の形式

信用供与契約は書面によって締結されなければならない。  
書面によらない場合、信用供与契約は無効となる。

#### 第 821 条 信用供与または信用享受の拒絶

- (1) 信用供与者は、借主に供与する金額が所定の期間内に返済されない事実を確認する事情が存在するとき、信用供与契約に定められた借主への信用供与の全部または一部を拒絶する権利を有する。
- (2) 法令又は信用供与契約に別段の定めがある場合を除き、借主は、契約に定められた期限の到来以前に信用供与者に通知して、供与される信用の全部または一部を拒絶する権利を有する。
- (3) 特定目的に利用するために信用が供与されたとき（第 814 条）、借主がその義務に違反した場合には、信用供与者は、借主に対する契約上のさらなる信用の供与を拒絶する権利を有する。

### **第 3 節 商品による信用供与および商業的信用供与**

#### 第 822 条 商品による信用供与

契約において、一方当事者から他方当事者に対して種類によって定められた商品を供与する義務を定めることができる（商品による信用供与）。契約に別段の定めがある場合および債務の本質に反する場合を除き、本章第 2 節の規定は商品による信用供与契約に適用される。

契約に別段の定めがある場合を除き、商品の量数、種類、単位数、品質、包装および／または梱包に関する条件は、動産売買契約に関する規定（第 465 条乃至第 485 条）にしたがって実施されなければならない。

#### 第 823 条 商業的信用供与

- (1) 法律による別段の定めがある場合を除き、一方当事者が他方当事者に対して一定額の金銭的財産または種類によって定められた商品の所有権を移転する契約において、商品、仕事またはサービスに関する代金の前払い、暫定的支払い、支払い猶予および分割払いを定めることができる（商業的信用供与）。
- (2) 契約に別段の定めがある場合、および債務の本質に反する場合をのぞき、本章の規定は商業的信用供与契約に適用される。

### **第 43 章 金銭債権譲渡によるファイナンス**

#### 第 824 条 金銭債権譲渡によるファイナンス契約

- (1) 金銭債権譲渡によるファイナンス契約において、一方当事者（フィナンシャル・エージェント）は、他方当事者（依頼主）に対して、依頼主によって引き渡された商品、依

頼主によって実施された仕事、または提供されたサービスから生じた第三者（債務者）に対する金銭債権と引き換えに、金銭的財産を譲渡する義務を負う。依頼主はこれらの金銭債権をフィナンシャル・エージェントに譲渡する義務を負う。

金銭債権の譲渡は、依頼主がフィナンシャル・エージェントに対して負担する債務を担保する目的でもなされ得る。

- (2) 金銭債権譲渡によるファイナンス契約において、フィナンシャル・エージェントの義務は、依頼主のために帳簿を管理する義務、および譲渡対象となった金銭債権に関連したその他の金融サービスを提供する義務を含み得る。

#### 第 825 条 フィナンシャル・エージェント

銀行その他の金融機関、およびこの種の業務に関する許可（ライセンス）を得た営利団体は、フィナンシャル・エージェントとしての資格で、金銭債権譲渡によるファイナンス契約を締結することができる。

#### 第 826 条 ファイナンスを受ける目的で譲渡される金銭債権

- (1) 支払期限が到来した金銭債権（現存債権）および将来発生する金銭的財産を受領する権利（将来債権）は、ファイナンスを受ける目的での譲渡の対象となる。

譲渡の対象となる金銭債権は、依頼主とフィナンシャル・エージェントとの契約において、現存債権については契約締結時に、将来債権についてはその発生時に同定可能である程度に特定されなければならない。

- (2) 将来債権を譲渡するとき、契約に定められた債権譲渡の対象である金銭財産を債務者から受領する権利が発生した時点で、フィナンシャル・エージェントに既に譲渡されていたものとみなされる。金銭債権の譲渡が特定の事情に条件づけられているとき、当該事情が発生した時点で、当該債権譲渡は効力を有する。

これらの場合、金銭債権譲渡の追加的な定式化は必要とされない。

#### 第 827 条 フィナンシャル・エージェントに対する依頼主の責任

- (1) 金銭債権譲渡によるファイナンス契約に別段の定めがある場合を除き、依頼主はフィナンシャル・エージェントに対し、譲渡対象となる金銭債権の有効性について責任を負う。
- (2) 依頼主が金銭債権を譲渡する権利を有し、債権譲渡の時点で債務者が履行を拒絶する権利を有することを依頼主が知らなかったとき、譲渡対象となる金銭債権は有効である。
- (3) 依頼主とフィナンシャル・エージェント間の契約に別段の定めがある場合を除き、フィナンシャル・エージェントが譲渡対象債権について履行を求めたのに対し、債務者が履行をせず、または不完全な履行をしたことについて、依頼主は責任を負わない。

#### 第 828 条 金銭債権譲渡禁止の無効

- (1) 依頼主債務者の間に債権の譲渡について禁止または制限が合意されていたとしても、フィナンシャル・エージェントへの債権譲渡は有効である。
- (2) 第 1 項の規定によって、債権譲渡の禁止または制限に関する合意に違反して債権を譲渡したことについて、依頼主が債務者に対する義務または責任を免れることはない。

#### 第 829 条 金銭債権の事後的譲渡

金銭債権譲渡によるファイナンス契約に別段の定めがある場合を除き、フィナンシャル・エージェントは事後的に金銭債権を譲渡することができない。

契約において事後的な金銭債権譲渡が許容されているとき、本章の規定は個別的に適用される。

#### 第 830 条 債務者によるフィナンシャル・エージェントに対する金銭債権の履行

- (1) 債務者は、特定のフィナンシャル・エージェントへの金銭債権譲渡の事実について依頼主またはフィナンシャル・エージェントから書面で通知を受け、履行すべき金銭債権が特定され、かつ支払いを受けるべきフィナンシャル・エージェントが特定されていることを条件として、フィナンシャル・エージェントに対して支払いを行う義務を負う。
- (2) 債務者の要求に基づいて、フィナンシャル・エージェントは、合理的な期間内に、自らに対する金銭債権譲渡があったことの証拠を債務者に提示する義務を負う。フィナンシャル・エージェントがこの義務を怠ったときは、債務者は、当該債権について、その義務の履行として依頼主に支払いをすることができる。
- (3) 本条に従って債務者がフィナンシャル・エージェントに金銭債権の支払義務を履行したとき、債務者は依頼主に対する義務から免除される。

#### 第 831 条 債務者から受領した金銭に対するフィナンシャル・エージェントの権利

- (1) 金銭債権譲渡によるファイナンス契約の条件に基づいて、依頼主からフィナンシャル・エージェントが債権を購入することでファイナンスが実施されたとき、フィナンシャル・エージェントは、当該債権にかかる支払い義務の履行として債務者から受け取った金額の全てについて権利を有する。フィナンシャル・エージェントが受け取った金額が、当該債権を取得するためにかかった費用を下回ることが判明した場合であっても、依頼主は、フィナンシャル・エージェントに対して責任を負わない。
- (2) フィナンシャル・エージェントに対する金銭債権の譲渡が依頼主の債務の履行の保証を目的としてなされ、かつ金銭債権譲渡によるファイナンス契約に別段の定めがないとき、フィナンシャル・エージェントは、依頼主の債務金額を超える金額について依頼主に報告し、それを引き渡す義務を負う。フィナンシャル・エージェントが債務者から受

け取った金額が依頼主がフィナンシャル・エージェントに対して負担する債務額を下回るとき、依頼主は差額についてフィナンシャル・エージェントに責任を負う。

#### 第 832 条 債務者の抗弁

- (1) フィナンシャル・エージェントが債務者に対して債務の支払いを請求したとき、債務者は、本法第 410 条乃至第 412 条に従って、依頼主との契約に基づく金銭債権で、フィナンシャル・エージェントへの債権譲渡の通知があった時点で既に有していた金銭債権に基づき、相殺を主張することができる。
- (2) 依頼主が債権譲渡の禁止または制限に関する合意に違反したことに基づいて債務者が依頼主に対して有する債権は、フィナンシャル・エージェントに対抗することはできない。

#### 第 833 条 フィナンシャル・エージェントの受領した金銭の債務者への返還

- (1) 依頼主が債務者との契約に基づく義務に違反したとき、債務者は、依頼主に対して義務違反に基づく金額を直接請求できるのであれば、フィナンシャル・エージェントに対して、譲渡された債権について既に支払った金額の返還を請求する権利を有しない。
- (2) 債権譲渡の結果としてフィナンシャル・エージェントに支払われた金額について、依頼主に対して直接請求できる債務者は、フィナンシャル・エージェントが依頼主に対して債権譲渡に関連して約束した支払いを行わなかったことを証明したとき、またはフィナンシャル・エージェントが債権譲渡に関連して依頼主が債務者に対する義務に違反することを知りつつ支払いをしたことを証明したとき、フィナンシャル・エージェントに対して当該金額の返還を請求する権利を有する。

## **第 44 章 銀行預金**

#### 第 834 条 銀行預金契約

- (1) 銀行預金契約において、一方当事者（銀行）は、他方当事者（預金者）から一定額の金銭（預金）を受領したとき、預金と同額を返済する義務、および契約によって定められた条件および手続にしたがって利息を支払う義務を負う。
- (2) 預金者が自然人である銀行預金契約は公共契約（第 426 条）である。
- (3) 本章に別段の定めがある場合、および債務の本質に反する場合を除いて、預金口座に関する銀行と預金者の関係には、第 45 章（銀行口座）の規定が適用される。
- (4) 銀行に関する本章の規定は、法律にしたがって、法人から預金を受け入れる他の金融機関にも適用される。

### 第 835 条 金銭的財産を預金として募集する権利

- (1) 法律に定められた手続きに従って発行された許可証（または免許）に基づいて権利を与えられた銀行は、預金として金銭的財産を募集する権利を有する。
- (2) 預金を引き受ける権利を有しない者によって預金が引き受けられたとき、または法律または法律に従って採用された銀行規則に定められた手続きに違反して預金が引き受けられたとき、預金者は預金した金額の返還、本法第 395 条に従って当該金額に付される利息の支払い、および利息額を超える損害の賠償を求める権利を有する。

これらの者によって法人の金銭的財産が銀行預金契約の条件に基づいて引き受けられたとき、当該契約は無効である（第 168 条）。

- (3) 法律に別段の定めがある場合を除き、第 2 項は次の場合に適用される。

その発行が違法とみなされる株式その他の債券の売却によって、自然人または法人から金銭的財産を募集したとき。

その所持者による預金の受領を第一次的に排除し、本章の規定に基づき預金者に認められるその他の権利の実現を排除する、為替手形その他の証券の発行と引き換えに、自然人の金銭的財産を預金として募集したとき。

### 第 836 条 銀行預金契約の形式

- (1) 銀行預金契約は書面によって締結されなければならない。

銀行預金契約の書面は、預金の成立が貯蓄銀行によって証明される場合には、貯蓄証明書、預金証明書、その他法律、法律に従って定められた銀行規則および銀行実務において用いられる事業慣習の定める要件を満たすために銀行が預金者に発行する書面とともに集成されなければならない。

- (2) 銀行預金契約の書面要件が懈怠されたとき、銀行預金契約は無効となる。

### 第 837 条 預金の種類

- (1) 銀行預金契約は、預金者の要求に基づいて預金を払い戻すことを条件として（要求払い預金）、または契約によって定められた期間の経過後に預金を返還することを条件として（定期預金）締結することができる。

法律に反しない、その他の返還条件に基づいて預金を行うことを、契約によって定めることができる。

- (2) 法人によってなされた預金で、契約によってその他の返還条件が定められた場合を除き、いずれの種類銀行預金契約の下においても、銀行は預金者が要求する金額またはその一部を払い戻す義務を負う。

自然人が要求に基づいて預金の払い戻しを受ける権利を放棄することは、無効である。

- (3) 契約に別段の定めがある場合を除き、定期預金または要求払い預金以外の預金が、銀行預金契約に定められた期間の到来前に、または銀行預金契約に定められた事情が生じ

る以前に、預金者の要求に基づいて預金者に払い戻される時、預金に付される利息は、要求払い預金について銀行が支払うべき利息の金額と同一でなければならない。

- (4) 契約に別段の定めがある場合を除き、契約に定められた期間が到来したにもかかわらず、預金者が定期預金の返還を請求しないとき、または契約に定められた事情が発生したにもかかわらず、預金者がその預金の返還を請求しないとき、契約は要求払い預金の条件に従って延長されたものとみなされる。

#### 第 838 条 預金に対する利息

- (1) 銀行は、預金者に対し、銀行口座契約に基づいて定められた預金額について利息を支払う義務を負う。

支払われるべき利息額について契約に定めがないとき、銀行は本法第 809 条第 1 項に従って利息を支払う義務を負う。

- (2) 銀行預金契約に別段の定めがある場合を除き、銀行は、要求払い預金に対して支払う利息の金額を変更する権利を有する。

契約に別段の定めがある場合を除き、銀行が利息を減額するとき、新たな利息は、預金者が利息の減額を知る前になされた預金にも、個別の通知の時点から 1 か月が経過したときに、適用される。

- (3) 契約に別段の定めがある場合を除き、銀行は、契約に定められた期間の経過後または契約に定められた事情の発生時に払い戻しを行う条件で、自然人がなした預金に適用される利息の金額を、一方的に変更することはできない。銀行が法人との間でそれらの預金契約を締結したとき、法律または契約に別段の定めがある場合を除き、銀行は、利息の金額を一方的に変更することはできない。

#### 第 839 条 預金に対する利息の計算方法とその支払い

- (1) 銀行子座の残高に付される利息は、銀行による預金受領の次の日から預金払戻の日まで、口座からの預金の引出しがその他の理由に基づくときは、その引出しの日まで、計算される。

- (2) 銀行預金契約に別段の定めがある場合を除き、銀行口座の残高に付される利息は、4 半期の経過ごとに、預金残高と区別された形で、預金者の要求に応じて預金者に支払われなければならない。預金者による支払い要求のなかった利息は、預金残高に組み込まれなければならない。

預金の払戻しの際には、その時点において全ての利息が支払われなければならない。

#### 第 840 条 預金の払戻しの保証

- (1) 銀行による自然人の預金の払戻しは、法律に従って実施される預金の強制保険によって、また法律に定められた事例について、その他の手段によって、保証されなければならない。
- (2) 銀行による法人の預金の払戻しに関する保証手段は、銀行預金契約によって定められなければならない。
- (3) 銀行預金契約を締結するとき、銀行は預金の払戻しの保証について、預金者に情報を提供する義務を負う。
- (4) 銀行が、預金の払戻しの保証に関して、法律または銀行預金契約の定めた義務の履行を怠ったとき、および保証を喪失させ、またはその条件を低下させたとき、預金者は銀行から預金残高の全額の払戻し、本法 809 条に従って預金残高に付される利息の支払い、および損害の賠償を求める権利を有する。

#### 第 841 条 第三者による預金者の口座への金銭的財産の預入れ

銀行預金契約に別段の定めがある場合を除き、第三者から預金者の名義で銀行が受領した金銭的財産は、預金口座に関する必要な情報の標示とともに、当該口座に入金されなければならない。この場合、預金者は、第三者に預金口座に関する必要な情報を提供し、当該第三者から金銭的財産を受領することに同意することを、予め表明しておかななければならない。

#### 第 842 条 第三者の利益のための預金

- (1) 特定の第三者の名において銀行に預金することができる。銀行預金契約に別段の定めがある場合を除き、当該第三者は、預金者としての権利に基づいて銀行に最初の要求をした時、または、その他の方法で銀行に当該権利を行使する意思を表示した時から、預金者としての権利を取得する。

預金がその利益のためになされた自然人の氏名（第 19 条）または法人の名称（第 54 条）は、銀行預金契約にとって不可欠の条件である。

契約締結の時点で死亡していた自然人または存在しなかった法人の利益のために締結された銀行預金契約は無効である。

- (2) 預金者としての権利を行使する意思が第三者によって表明されるまでの間、銀行預金契約を締結した者が、銀行口座に預け入れられた金銭的財産について、預金者としての権利を行使することができる。
- (3) 本章の規定および銀行預金契約の性質に反しない限りにおいて、第三者のためにする契約（第 430 条）に関する諸規定は、第三者の利益のための銀行預金契約に適用される。

#### 第 843 条 貯金通帳

(1) 当事者による別段の合意がある場合を除き、自然人との間で銀行預金契約が締結された事実およびその口座に預け入れられた金銭的財産の額は、貯金通帳によって証明されなければならない。記名または無記名の貯金通帳の発行は、銀行預金契約によって定められうる。無記名貯金通帳は有価証券である。

貯金通帳において、銀行の名称および住所（第 54 条）、預金が支店においてなされた場合には、当該支店の名称および住所、銀行口座の番号、当該口座から引き出された金銭的財産の額及び銀行に貯金通帳が提示された時点における当該口座の残高が、銀行によって特定され、証明されなければならない。

預金について異なる事情が証明された場合を除き、貯金通帳に記載された預金に関する情報は銀行と預金者の間の預金に関する口座決済の基準となる。

(2) 預金の払い戻し、利息の支払いおよび預金口座から他の預金口座への金銭的財産の移動に関する預金者の指図の実施は、貯金通帳が提示された場合に、銀行によって実施されなければならない。

記名貯金通帳が紛失され、その他提示するのに不適当な状態となったとき、銀行は、預金者の要求に基づいて、新たな貯金通帳を発行する義務を負う。

無記名貯金通帳を紛失した場合の権利は、無記名有価証券に関する規定（第 148 条）に従って、回復されなければならない。

#### 第 844 条 貯金（または預金）証書

(1) 貯金（または預金）証書は、銀行に預け入れられた預金額、ならびに預金者（または証書の保持者）として特定期間の経過後に当該金額および当該証書に定められた利息を当該証書を発行した銀行またはその支店において受領する権利を表象する有価証券でなければならない。

(2) 貯金（または預金）証書は記名または無記名であり得る。

(3) 貯金（または預金）証書に利息に関する別段の定めがある場合を除き、当該証書が期間前に支払いのために呈示されたとき、銀行は預金の金額および要求払い預金に付される利息を支払う義務を負う。

### **第 45 章 銀行口座**

#### 第 845 条 銀行口座契約

(1) 銀行口座契約において、銀行は金銭的財産を受領し、依頼主（口座保有者）のために開設された口座に当該財産を預け入れる義務、および、当該口座からの個別に指定され

た金額の移転および引出し、その他当該口座に関する取引に関する依頼主の指示に従う義務を負う。

- (2) 銀行は、依頼主が障害なく口座内の金銭的財産を処分する権利を保障しつつ、当該財産を利用する権利を有する。
- (3) 銀行は、依頼主の金銭的財産の利用方法を指定する権利、および依頼主の財産処分権について法律または銀行口座契約による定めのない制約を課す権利を有しない。
- (4) 銀行に関する本章の規定は、他の金融機関が許可証（または免許）にしたがって銀行口座契約を締結し、実施する場合に適用される。

#### 第 846 条 銀行口座契約の締結

- (1) 銀行口座契約の締結に際して、口座は、当事者の合意した条件に基づいて、依頼主または依頼主によって指定された者のために、開設されなければならない。
- (2) 依頼主が、法律または法律に基づく銀行規則に従った諸要件を満たす特定の種類の銀行口座の開設について、銀行によって提示された条件に基づいて、口座を開設することを申し込んだとき、銀行は当該依頼主と銀行口座契約を締結する義務を負う。

銀行は、口座の開設を拒絶すること、および法律、銀行の定款または発行された許可証（または免許）に定められた操作を行うことを拒絶する権利を有しない。ただし、銀行業務の受託能力に欠けるために拒絶をした場合、および法令によって拒絶が許容されている場合はこの限りでない。

銀行が正当な理由なく銀行口座契約の締結を拒絶したとき、顧客は本法第 445 条第 4 項の請求をすることができる。

#### 第 847 条 口座の金銭的財産に対する処分権の証明

- (1) 口座への借方記入および口座からの金銭的財産の引出しに関する指示を、第三者が依頼主の名において実施する権利は、法律、法律に基づく銀行規則または銀行口座契約に定められた書面を銀行に提出することによって、証明されなければならない。
- (2) 依頼主は、第三者の要求に基づく口座からの金銭的財産を引出し——依頼主の当該第三者に対する債務に関連するものを含む——について、銀行に指示を与えることができる。銀行は、権利者を特定する申し立てがなされた場合に、当該指示の実施に必要な情報を特定できる書面の提出を条件として、当該指示を受諾しなければならない。
- (3) 電子的支払い手段、または署名、コード、パスワードその他処分権を有する者によって指図が与えられたことを確認する手段による口座の金銭的財産に対する処分権の証明は、銀行口座契約において定めることができる。

#### 第 848 条 銀行によって実施されるべき口座に関する操作

銀行は、法律、法律に基づく銀行規則または銀行実務に妥当する取引慣習によって、特定の種類の口座について定められた操作を依頼主のために行う義務を負う。

#### 第 849 条 口座に関する操作の期間

銀行口座契約においてより短期の期間が定められている場合を除き、銀行は、支払い証書の受領の日から 1 日以内に、依頼主の口座に預け入れられる金銭的財産について信用供与する義務を負う。

法律、法律に基づく銀行規則または銀行口座契約に別段の期間の定めがある場合を除き、銀行は、依頼主の指図に従い、支払い証書の受領の日から 1 日以内に、依頼主の金銭的財産を口座から引き出したりは口座の借方に記入する義務を負う。

#### 第 850 条 口座の借越し

- (1) 銀行口座契約にしたがって、口座に金銭的財産が存在しないにもかかわらず、銀行が口座からの支払いを実施したとき（口座の借越し）、銀行は、支払い実施の日から、当該金額について依頼主に信用を供与したものとみなされる。
- (2) 銀行口座契約に別段の定めがある場合を除き、口座の借越しに関する当事者の権利および義務は、消費貸借にかかる諸規定（第 42 章）によって決定される。

#### 第 851 条 口座操作の実施について銀行への費用の支払い

- (1) 銀行口座契約に定めがある場合、依頼主は、口座内の金銭的財産の操作の実施に関する銀行のサービスについて、費用を支払わなければならない。
- (2) 銀行口座契約に別段の定めがある場合を除き、第 1 項に定める銀行のサービスに対する費用について、銀行は、各 4 半期末に、口座内にある依頼主の金銭的財産から補償を受けることができる。

#### 第 852 条 銀行による口座内の金銭的財産の使用に対する利息

- (1) 銀行口座契約に別段の定めがある場合を除き、銀行は、依頼主の口座内の金銭的財産を利用する場合、当該口座に利息を支払わなければならない。

利息は、契約に定められた期間内に、契約に定めがない場合には各 4 半期末に、当該口座に支払われなければならない。
- (2) 第 1 項に定められた利息は、銀行口座契約に定められた金額で、契約に定めがない場合には要求払い預金に通常支払われる金額（第 838 条）で支払われなければならない。

### 第 853 条 口座に関連する銀行および依頼主の債権による相殺

銀行口座契約に別段の定めがある場合を除き、口座借越し（第 850 条）および銀行のサービスに対する費用の支払い（第 851 条）に関連する銀行の依頼主に対する金銭債権、ならびに金銭的財産の利用に対する利息の支払い（第 852 条）に関連する依頼主の銀行に対する金銭債権は、相殺によって消滅させることができる。

これらの債権による相殺は銀行によってなされなければならない。銀行は、契約に定められた手続きに基づき、契約に定められた期間内に、契約に定めがない場合には、通常の銀行実務において口座の金銭的財産の状態に関する情報を依頼主に提供する場合の手續きおよび期間内に、相殺を行うことを依頼主に通知する義務を負う。

### 第 854 条 口座からの金銭的財産の引出しの根拠

- (1) 口座からの金銭的財産の引出しは、依頼主の指図に基づいて、銀行によって実施されなければならない。
- (2) 依頼主の指図がない場合、口座内の金銭的財産の引出しは、裁判所の決定がある場合、および、法律または銀行と依頼主の間の契約に定めがある場合にのみ許容される。

### 第 855 条 口座からの金銭的財産の引出しに関する優先順位

- (1) 法律に別段の定めがある場合を除き、口座に対する全ての請求を満たすだけの金銭的財産が当該口座内に存在するとき、当該口座からの財産の引出しは、依頼主による指図その他の引出しに関する書面が受領された順序に従って、実施されなければならない（歴日に基づく優先順位）。
- (2) 口座に対する全ての請求を満たすだけの金銭的財産が当該口座内に存在しないとき、金銭的財産の引出しは次の優先順位に従って実施される。

第 1 順位として、生命または健康に対する損害の賠償請求権、及び扶養料の支払いにかかる債権を弁済するために、当該口座から金銭的財産を引出し、または借方に記入することを定める執行文書に関連する引出しが行なされる。

第 2 順位として、解雇手当の支払い、および労働契約に基づいて働いた者に対する賃金——契約に基づき、知的労働の成果として著作者に支払われるべき報酬を含む——の支払いに関する口座決済のために、当該口座から金銭的財産を引出し、または借方に記入することを定める執行文書に関連する引出しが行なされる。

第 3 順位として、労働契約に基づいて働いた者に対する賃金の支払い、およびロシア連邦年金基金、ロシア連邦社会保険基金および強制医療保険基金への支払いに関する口座決済のために、当該口座から金銭的財産を引出し、または借方に記入することを定める支払い文書に関連する引出しが行なされる。

第 4 順位として、第 3 順位に規定される以外の、予算および予算外の財源への支払いに関する口座決済のために、当該口座から金銭的財産を引出し、または借方に記入することを定める支払い文書に関連する引出しがなされる。

第 5 順位として、その他の金銭債権の弁済を規定する執行文書に関連する引出しがなされる。

同順位の請求に関連する口座からの金銭的財産の引出しは、それぞれの文書が受領された日の優先順位に従って実施される。

#### 第 856 条 口座操作の不適切な実行に対する銀行の責任

銀行が依頼主の受領した金銭的財産について適切な時期に口座の貸方に記入しなかったとき、口座から不適法な引き出しを行ったとき、または口座からの金銭的財産の引き足または借方への記入に関する依頼主の指示を実施しなかったとき、銀行は、本法第 395 条に定める手続きに従い、同条の定める金額で、当該口座に利息を支払う義務を負う。

#### 第 857 条 銀行の秘密保持

- (1) 銀行は、銀行口座、銀行預金、口座操作および依頼主に関する情報について、秘密を保持する義務を負う。
- (2) 銀行の秘密保持の対象となる情報は、依頼主本人またはその代表者のみに提供され、法律に定める根拠に基づき、法定の手続きに従って、クレジット・ヒストリーの担当部局に提出される。国家機関およびその職員にこれらの情報が提供されるのは、法律の定める事例において、法定の手続きに従った場合に限られる。
- (3) 銀行が秘密保持の対象となる情報を漏えいしたとき、その権利を侵害された依頼主は、銀行に対し、損害の賠償を請求することができる。

#### 第 858 条 口座の処分に関する制限

口座が差し押さえられた場合、および法律に定められた事例において口座操作が停止された場合を除き、依頼主が口座内の金銭的財産を処分する権限に対して制限を課すことはできない。

#### 第 859 条 銀行口座契約の解約

- (1) 銀行口座契約は、依頼主の申し立てに基づき、いつでも解約することができる。

契約に別段の定めがある場合を除き、依頼主の口座に 2 年間金銭的財産が存在せず、口座操作が行われなかったとき、銀行は、銀行口座契約の履行を拒絶する権利を有する。銀行口座契約は、銀行が警告を送付した日から 2 か月以内に依頼主の口座に金銭的財産が払い込まれなかったとき、当該期間の経過時に、解約されたものとみなされる。

(2) 次の各場合において、銀行口座契約は、銀行の申し立てに基づき、裁判所によって解約される。

依頼主の口座に保持された金銭的財産が銀行規則または契約に定められた最低金額を下回り、銀行の警告の日から 1 か月以内に当該金額が回復されなかった場合。

契約に別段の定めがある場合を除き、1 年間、口座操作が行われなかった場合。

(3) 口座内の金銭的財産の残高は、依頼主の書面による申し立てを受領した日から 7 日以内に、依頼者本人に支払われるか、依頼者の指図に従って別の口座に移し替えられるかしなければならない。

(4) 銀行口座契約の解約は、依頼主の口座を閉鎖する根拠となる。

## 第 860 条 銀行の口座

法令またはこれに基づく銀行規則に別段の定めがある場合を除き、本章の規定は、コルレス契約に基づく口座、その他銀行が有する口座に適用される。

## **第 46 章 口座決済**

### **第 1 節 口座決済に関する総則**

#### 第 861 条 現金および非現金口座決済

(1) 自然人が営利活動と関係なく行う口座決済は、限度額のない現金（第 140 条）または非現金手続によって行うことができる。

(2) 法人による口座決済、および自然人が営利活動に関連して行う口座決済は、非現金手続によって行うことができる。法律に別段の定めがある場合を除いて、これらの者の間の口座決済は、現金によっても行うことができる。

(3) 法律および口座決済に関する約定に別段の定めがある場合をのぞき、非現金手続による口座決済は、個々の口座を有する銀行およびその他の金融機関（以下、銀行とする）を通じてなされる。

#### 第 862 条 非現金口座決済の方式

(1) 非現金口座決済を行うとき、支払い指図、信用状、小切手または現金受領による口座決済が許容される。法律、法律に基づく銀行規則および銀行実務に妥当する取引慣行に定められたその他の方式による口座決済が許容される。

(2) 契約当事者は、第 1 項の定める口座決済の方式のいずれをも選択することができる。

## **第2節 支払い指図による口座決済**

### 第 863 条 支払い指図による口座決済に関する総則

- (1) 支払い指図による口座決済において、銀行は、支払人のために、その口座内の金銭的財産と引き換えに、一定の金額を、支払人によって指定された者が同行または他行に有する口座に、法定の期間内に、移転する義務を負う。ただし、銀行口座契約または銀行実務に妥当する取引慣行に、より短期の期間が定められている場合はこの限りでない。
- (2) 法律または法律に基づく銀行規則に別段定めがある場合、および、当該法律関係の本質に反する場合を除き、本節の規定は、ある銀行に口座を有しない者が当該銀行を通じて行った金銭的財産の振込みについても適用される。
- (3) 支払い指図による口座決済を実施する手続は、法律、法律に基づく銀行規則、および銀行実務に妥当する取引慣行によって規律される。

### 第 864 条 銀行が支払い指図を実行する場合の諸条件

- (1) 支払い指図およびそれとともに提出される口座決済に関する文書の内容ならびにそれらの形式は、法律および法律に基づく銀行規則の定める要件に合致しなければならない。
- (2) 支払い指図が第 1 項に定める要件を満たさないとき、銀行は支払い指図の内容の明確化を求めることができる。銀行は、指図の受領後直ちに、支払人に照会を行わなければならない。法律または法律に基づく銀行規則に定められた期間内に、それらの定めがない場合には合理的な期間内に、返答がなかったとき、銀行は指図を実行しないでおくことができる。ただし、法律、法律に基づく銀行規則または銀行と支払人との間の契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。
- (3) 支払人と銀行との間の契約に別段の定めがある場合を除き、支払人の口座に金銭的財産が存在するとき、銀行は支払人の指図を実行する義務を負う。銀行は、口座からの金銭的財産の引出しに関する優先順位（第 855 条）に従って、支払い指図を実施しなければならない。

### 第 865 条 指図の実施

- (1) 支払人からの支払い指図を引き受けた銀行は、本法第 863 条第 1 項に定められた期間内に、指図において指定された者の口座の貸方に記入するために、財産受領者の銀行に対して金銭的財産を移転する義務を負う。
- (2) 銀行は、支払い指図において指定された口座に金銭的財産を移転することに関連する操作を実行するために、他の銀行を関与させる権利を有する。
- (3) 銀行は、支払人の請求に基づいて、指図を実行したことを支払人に直ちに通知する義務を負う。指図実行の通知内容に関する通知手続およびその要件は、法律、法律に基づく銀行規則または当事者の合意によって定められる。

#### 第 866 条 支払い指図の実行の懈怠または不適切な実行に対する責任

- (1) 支払い指図を実行せず、または不適切な形で実行したとき、銀行は、本法第 25 章に規定される根拠に基づき、その定める金額について責任を負う。
- (2) 支払指図の実行に関与した銀行が口座決済操作の実行に関する準則に違反したことと関連して、支払い指図の実行の懈怠または不適切な実行が生じたとき、裁判所は第 1 項の責任を当該銀行に負わせることができる。
- (3) 銀行による口座決済操作の実行に関する準則への違反が金銭的財産の違法な保有を含むとき、当該銀行は本法第 395 条の定める手続きに従い、その定める金額において、利息を支払う義務を負う。

### **第 3 節 信用状による口座決済**

#### 第 867 条 信用状による口座決済に関する総則

- (1) 信用状による口座決済において、支払人のために信用状を開設し、その指図に従って行動する銀行（発行銀行）は、受領者に金銭的財産を支払う義務、もしくは信用状の支払い、受領、もしくは割引を行う義務、または他の銀行（支払銀行）に受領者への支払いもしくは信用状の支払い、受領もしくは割引をする権限を与える義務を負う。
- (2) 預託信用状（covered (or deposited) letter of credit）を開設する場合、発行銀行は、開設時に、支払人の財産と引き換えに、または支払人に信用を供与する形で、発行銀行の債務が処理される期間中、信用状の金額を支払銀行に移転しておく義務を負う。  
保証信用状（uncovered (or guaranteed) letter of credit）を開設する場合、支払銀行に、発行銀行の口座から信用状全額を引き出す権限が与えられなければならない。
- (3) 信用状による口座決済を実施する手続は、法律、法律に基づく銀行規則、および銀行取引実務に妥当する取引慣行によって規律される。

#### 第 868 条 撤回可能信用状

- (1) 発行銀行が、財産受領者への事前の通知なしに、その内容を変更し、または撤回することができる信用状は、撤回可能とみなされる。信用状の撤回は、財産受領者に対する発行銀行の何らの責任をも生ぜしめない。
- (2) 支払銀行は、撤回可能信用状に関連する支払いその他の操作を実行する時点で、信用状の内容変更または撤回に関する通知を受け取っていないとき、それらの操作を実行する義務を負う。
- (3) 明示的に別段の表示がある場合を除き、信用状は撤回可能である。

#### 第 869 条 撤回不能信用状

- (1) 財産受領者の同意なしに撤回することができない信用状は、撤回不能信用状とみなされる。
- (2) 発行銀行の申立てに基づき、信用状にかかわる操作を実行する支払銀行は、撤回不能信用状を確認することができる（確認された信用状）。確認は、発行銀行の債務と並んで、支払銀行が、信用状の条件に従って支払いを行う債務を引き受けることを意味する。  
支払銀行によって確認された撤回不能信用状は、支払銀行の同意なしに、その内容を変更し、または撤回することができない。

#### 第 870 条 信用状の実行

- (1) 信用状の実行のために、財産受領者は、支払銀行に対し、信用状の全条件の充足を確認する書面を提出しなければならない。これらの条件のうち一つでも違反があった場合には、信用状は実行されてはならない。
- (2) 支払銀行が支払いその他信用状の条件に従った操作を行ったとき、発行銀行は支払銀行に生じた費用を補償する義務を負う。当該費用その他信用状の実行に関連して発行銀行が支払った費用は、支払人によって補償されなければならない。

#### 第 871 条 文書引受けの拒絶

- (1) 支払銀行が外在的証拠に基づいて信用状の条件に合致しない文書の引き受けを拒絶したとき、拒絶の理由を特定して、財産受領者および発行銀行に通知する義務を負う。
- (2) 支払銀行によって確認された文書を受け取った発行銀行が、外在的証拠に基づいて、当該文書が信用状の条件に合致しないと考えたとき、発行銀行は、当該文書の引き受けを拒絶し、支払銀行に対して信用状の条件に違反した場合に受領者に支払われるべき金額の金銭的財産を請求する権利を有し、保証信用状については支払金額の補償を拒絶する権利を有する。

#### 第 872 条 信用状の条件に違反した場合の銀行の責任

- (1) 本条に規定される事例を除き、信用状の条件に違反した場合の支払人に対する責任は発行銀行が負担し、発行銀行に対する責任は支払銀行が負担する。
- (2) 支払銀行が正当な理由なく預託信用状または確認された信用状に関する金銭的財産の支払いを拒絶したとき、財産受領者に対する責任は支払銀行によって負担されうる。
- (3) 信用状の条件に違反したことの結果として、支払銀行が預託信用状または確認された信用状に関する金銭的財産を不適切な形で支払ったとき、支払人に対する責任は支払い咽喉によって負担されうる。

#### 第 873 条 信用状の閉鎖

- (1) 支払銀行における信用状は次の原因に基づいて閉鎖される。

信用状の期間の経過。

信用状の期間経過前に信用状の利用を拒絶する旨の財産受領者の陳述。ただし信用状においてそのような拒絶が許容されている場合に限る。

信用状の全部または一部の撤回を求める支払人の申立て。ただし信用状においてそのような撤回が許容されている場合に限る。

支払銀行は信用状の閉鎖を発行銀行に通知しなければならない。

- (2) 預託信用状について利用されなかった金額は、信用状の閉鎖と同時に発行銀行に返還されなければならない。発行銀行は当該金額を支払人の預金口座の貸方に記入しなければならない。

### **第 4 節 現金受領による口座決済**

#### 第 874 条 現金受領による口座決済に関する総則

- (1) 現金受領による口座決済において、銀行（発行銀行）は、依頼主を代理して、依頼主の計算で、支払人からの弁済を受領する義務を負う。

- (2) 依頼主の委託を受けた発行銀行は、弁済受領を実現するために他の銀行（支払銀行）を関与させる権限を有する。

現金受領による口座決済を実施する手続は、法律、法律に基づく銀行規則、および銀行実務に妥当する取引慣行によって規律される。

- (3) 依頼主の委託が履行されなかった場合、またはその履行が不完全だった場合、本法第 25 章の規定に基づき、その範囲内で責任を負う。

依頼主の委託の不履行または不完全履行が支払銀行による口座決済取引に関する規律違反と関連して生じた場合、依頼主に対する責任は支払銀行に課せられる。

#### 第 875 条 現金受領の委託の実行

- (1) 文書が存在しない、もしくは外在的証拠に基づき現金化委託と文書との不一致が存在するとき、支払銀行は、現金受領を委託した者に対して直ちに通知する義務を負う。当該瑕疵が除去されなかったとき、銀行は委託を実行せず文書を返還する権利を有する。

- (2) 文書は、現金受領操作を様式化するために必要な銀行による注釈・記入を除き、受領されたままの形で支払人に引き渡されなければならない。

- (3) 文書が呈示支払いを条件としているとき、支払銀行は、現金受領の委託を受けた後直ちに、支払いのために当該文書を引き渡さなければならない。

文書がある期間内の支払いを条件としているとき、支払銀行は、支払人による引受けを受けるために、現金受領の委託を受けた後直ちに、引受けのために当該文書を引き渡

さなければならない。支払い請求は、当該文書に定められた期間の 1 日後までになされなければならない。

- (4) 一部支払いは、銀行規則によって認められている場合、もしくは現金受領委託において特別の許可が与えられている場合に、許容される。
- (5) 支払銀行は、現金として受領された金銭を、直ちに発行銀行の処分にゆだねなければならない。発行銀行はその金額を依頼主の口座の貸方に記入しなければならない。支払銀行は、受領した現金から、現金受領にかかる報酬および費用を保持する権利を有する。

#### 第 876 条 実行された操作の通知

- (1) 支払いまたは引き受けが拒絶されたとき、支払銀行は、支払いまたは引き受けを拒絶する理由を、発行銀行に直ちに通知する義務を負う。  
発行銀行は、支払人に対し、直ちに通知し、さらなる行為について指示を尋ねる義務を負う。
- (2) 銀行規則で定められた期間内にさらなる行為についての指示がなかったとき、または合理的期間内に指示がなかったとき、支払銀行は文書を発行銀行に返還する権利を有する。

### **第 5 節 小切手による口座決済**

#### 第 877 条 小切手による口座決済に関する総則

- (1) 振出人が銀行に対して受取人に一定の金額を支払うよう指図する文言を含む証券は、小切手とみなされる。
- (2) 振出人が小切手支払いの手段として処分することができる財産を有する銀行のみが、小切手の支払人となりうる。
- (3) 支払呈示期間が経過する以前に小切手を撤回することはできない。
- (4) 小切手の発行は、そのために小切手が発行されたところの金銭債務を消滅させない。
- (5) 小切手による口座決済を実施する手続は、法律、法律に基づく銀行規則、および銀行取引実務に妥当する取引慣行によって規律される。

#### 第 878 条 小切手の必要的記載事項

- (1) 小切手は次の記載を含まなければならない。
  1. 書面に組み込まれた「小切手」という名称。
  2. 支払人に対する特定の金額を支払う旨の指図。
  3. 支払人の名前および支払いがなされるべき口座の標示。
  4. 支払い通貨の標示。
  5. 小切手を振り出した日時および場所の標示。

## 6. 振出人の署名。

これらの必要的記載事項を欠く小切手は、その法的効力を失う。

振出地の記載がない小切手は、振出人の住所地において署名されたものとみなされる。

- (2) 小切手の形式およびその登録手続きは、法律または法律に基づく銀行規則によって決定される。

## 第 879 条 小切手の支払い

- (1) 小切手は、振出人の費用において、支払われなければならない。

小切手の支払いを補償するために、金銭的財産を預託するとき、その手続きおよび条件は、法律および法律に基づく銀行規則によって定められる。

- (2) 小切手は、法律の定める期間内に支払いのために呈示されることを条件として、支払人によって支払いがなされる。
- (3) 小切手の支払人は、利用可能な全ての手段を用いて、小切手の真性、および手形所持者が権利者であることを証明する義務を負う。裏書きされた小切手の支払いの場合、支払人は裏書きの真性を証明する義務を負うが、裏書き人の署名を証明する義務を負わない。
- (4) 偽造され、盗難され、または紛失した小切手が支払人によって支払われたことの結果として生じた損害は、それがいずれの過失に基づくものであるかに応じて、支払人または振出人によって負担される。
- (5) 小切手を支払った者は、支払いを受領した旨の注記を付した小切手の引き渡しを求める権利を有する。

## 第 880 条 小切手上の権利の移転

- (1) 手形上の権利は、本法第 146 条の定める手続きに従い、本条の準則に従って、譲渡される。
- (2) 記名小切手は譲渡することができない。
- (3) 譲渡可能な小切手について、支払人への裏書きは、支払いを受領したことを証する領収書としての効力を有する。

支払人による裏書きは、無効である。

裏書きによって譲渡可能な小切手を受領し、占有する者は、その権利が連続した裏書に基づくとき、当該小切手の適法な所持者とみなされる。

## 第 881 条 支払保証

- (1) 小切手の支払いは、その全部または一部につき、小切手保証の形で、保証されうる。小切手の支払いの保証（小切手保証）は、支払人以外の者によってなされる。

- (2) 小切手保証は、小切手の表面または追加的紙片に、「小切手保証として」という文言とともに、保証人及び主債務者を表示してなされる。主債務者が特定されていないとき、保証は支払人のためになされたものとみなされる。
- (3) 保証人は、保証を受ける者に対してのみ責任を負う。  
保証人の債務は、主債務が、形式の不遵守を除く、何らかの根拠に基づいて無効であるときにも、有効である。
- (4) 小切手の支払いをした保証人は、主債務者または最終的な債務者に対する手形上の権利を取得する。

#### 第 882 条 小切手の現金化

- (1) 支払いを受ける目的で、現金化のために、受取人に役務を提供する銀行に小切手を呈示することは、支払のために小切手を呈示したものとみなされる。  
小切手の支払いは、本法第 875 条の定める手続きに従ってなされなければならない。
- (2) 受取人と銀行の間の契約に別段の定めがある場合を除き、支払人からの支払いを受領した後に初めて、現金化された小切手に関連する金銭的財産は、受取人の口座の貸方に記入される。

#### 第 883 条 小切手の支払い拒絶に関する証明

- (1) 小切手の支払い拒絶は、次のいずれかの方法によって証明されなければならない。
  1. 公証人による異議の表明、その他法律に基づく手続きに従って作成された同等の行為。
  2. 支払いのための小切手の呈示の日付を表示し、支払いを拒絶する旨の支払人による手形への注記。
  3. 小切手が適時に呈示されたにもかかわらず、支払がなされなかったことを表示する、銀行による注記。
- (2) 異議その他これと同等の行為は、小切手の支払い呈示期間後に、なされなければならない。  
小切手の呈示が当該期間の最終日になされたとき、異議その他これと同等の行為は、その次の営業日に行うことができる。

#### 第 884 条 小切手の支払い拒絶に関する通知

- 受取人は、被裏書人および振出人に対して、異議その他同等の行為があった日から 2 日以内に、支払い拒絶の事実を通知しなければならない。
- 被裏書人は、当該通知を受領した日から 2 日以内に、自らの被裏書人に対して当該情報を通知しなければならない。同一の期間内に、当該被裏書人の保証人に対しても通知がなされなければならない。

当該期間内に通知を受けなかった者は自らの権利を喪失しない。当該者は、支払い拒絶の事実について通知がなかったことによって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。賠償されるべき損害の額は、小切手の額面額を超えてはならない。

#### 第 885 条 小切手の支払い拒絶の効果

- (1) 支払人によって手形の支払いが拒絶されたとき、受取人は、自らの選択で、一人、複数または全ての小切手上の債務者（振出人、保証人、被裏書人）に対して手形を呈示する権利を有する。これらの債務者は連帯して責任を負う。
- (2) 名宛人は、小切手上の債務者に対し、手形の額面額、支払いを受けるための費用、本法第 395 条第 1 項に定める利息を請求する権利を有する。  
支払いを行った小切手上の債務者は、同一の権利を取得する。
- (3) 第 1 項に定める債務者に対する受取人の訴訟は、小切手の支払い呈示期間の経過後 6 か月以内に提起することができる。債務者の他の債務者に対する遡求権は、債務を弁済した日、もしくは訴訟を提起された日から 6 か月が経過した時に消滅する。

## **第 51 章 問屋（間接代理）**

#### 第 990 条 問屋契約

- (1) 問屋契約において、一方当事者（問屋）は、有償で、他者（委託者）の利益のために、自己の名において、他人の費用で、一つまたは複数の取引を行う義務を負う。  
委託者の名前が取引において明示され、委託者が取引の履行について第三者と直接の関係に入る場合であっても、問屋は、自らの締結した取引について第三者に義務を負い、権利を取得する。
- (2) 問屋契約は、特定の期間についてまたは期間の定めなく、履行の領域についての定めとともにまたはその定めなしに、第三者による代理行為を認める権限を付与することなくまたはそのような権限を付与して、問屋の対象となる商品の種類に関する条件付きでまたはそのような条件なしに、締結することができる。
- (3) 特定の種類の問屋契約に関する特別規定は法令によって定められる。

#### 第 991 条 問屋の報酬

- (1) 委託者は、問屋に報酬を支払う義務を負う。問屋が第三者による取引の履行を保証したとき（履行保証）、委託者は問屋契約の定める金額で、その定める手続きに従い、追加の報酬を支払う義務を負う。

契約に報酬の金額またはその支払いに関する手続きが定められておらず、契約条件から報酬額を決定できないとき、報酬は、問屋による契約の履行後、本法第 424 条第 3 項に従って定まる金額で、支払われなければならない。

- (2) 問屋契約が委託者の事情によって履行されなかったとき、問屋は報酬および費用を請求する権利を有する。

#### 第 992 条 問屋による委託事務の履行

問屋は、委託者の指示に基づき、委託事務に最も有利な形で、問屋契約に委託者の指示が存在しないときには、取引慣行および通常の場合に従って、委託事務を履行する義務を負う。

当事者間に別段の合意がある場合を除き、問屋が委託者によって指示された条件より有利な条件で取引を締結したとき、付加的利得は委託者と問屋に均等に配分される。

#### 第 993 条 委託者のために手決された取引が履行されなかった場合の責任

- (1) 問屋は、委託者に対し、自らが委託者の費用で締結した第三者が取引を履行しなかったことについて、責任を負わない。ただし、問屋が当該第三者の選択に適切な注意を払わず、または第三者による履行を保証したとき（履行保証）はこの限りでない。
- (2) 問屋によって締結された取引を第三者が履行しなかったとき、問屋は直ちに委託者にその事実を通知する義務を負う。問屋は、委託者の請求に基づき、債権譲渡に関する規定（第 382 条乃至第 386 条、第 388 条、第 389 条）に従い、当該取引に関する権利を委託者に移転する義務を負う。
- (3) 第 2 項に基づく委託者への権利の移転は、問屋と第三者との間に権利移転を禁止または制限する合意があったとしても、許容される。このことによって、問屋は、権利移転の禁止または制限に関する合意に違反したことについての第三者に対する責任を免れない。

#### 第 994 条 復問屋

- (1) 問屋契約に別段の定めがある場合を除き、問屋は、問屋契約を履行する目的で、他者との間で復問屋契約を締結することができる。この場合、問屋は復問屋の行為について委託者に責任を負う。

復問屋契約において、問屋は、復問屋との関係で、委託者の権利を取得し、義務を負う。

- (2) 問屋契約に別段の定めがある場合を除き、問屋契約の終了まで、委託者は、問屋の同意なしに、復問屋と直接の契約関係に入る権利を有しない。

#### 第 995 条 委託者の指示からの逸脱

(1) 当該状況の下で、委託者の利益のために委託者の指示からの逸脱が必要とされる場合で、事前に委託者に照会し、または合理的期間内に照会の回答を得られないとき、問屋は、委託者の指示から逸脱する権利を有する。問屋は、通知が可能となった後直ちに、当該逸脱について委託者に通知する義務を負う。

事業者としての問屋は、事前の照会なしに委託者の指示から逸脱する権利を有する。問屋契約に別段の定めがある場合を除き、問屋は、合理的期間内に、委託者の指示からの逸脱について委託者に通知する義務を負う。

(2) 委託者との合意を下回る価格で財産を売却した問屋は、委託者に対して、その差額を補償する義務を負う。問屋が、合意された価格で当該財産を売却する可能性がなく、合意を下回る価格での売却がさらなる損害を防止したことを証明した場合はこの限りでない。問屋が委託者に事前に照会する義務を負っていたとき、問屋は、委託者の指示からの逸脱について事前に同意をうることが不可能であったことを証明しなければならない。

(3) 問屋が委託者との合意よりも高い価格で財産を購入したとき、そのような購入を望まない委託者は、第三者との取引の締結について通知を受けた時から合理的な期間内に、そのことを表示しなければならない。表示がなかったとき、当該売買は委託者によって承諾されたものとみなされる。

問屋が自らの費用において価格の差額を引き受ける旨を通知したとき、委託者は自らのために締結された取引を拒絶する権利を有しない。

#### 第 996 条 問屋契約の目的物に対する権利

(1) 問屋が委託者から取得した物および問屋が委託者の費用で取得した物は、委託者の所有に属するものとみなされる。

(2) 問屋は、本法第 359 条に従い、自らが保有し、委託者または委託者の指定する第三者に移転されるべき物を、問屋契約上の債権を担保するために、留置する権利を有する。

委託者が支払い不能（または破産）に陥ったとき、問屋の留置権は終了する。委託者に対する問屋の債権は、問屋が留置していた物の価格の範囲内で、本法第 360 条に従い、質権によって担保された債権と同様に扱われる。

#### 第 997 条 委託者に支払われるべき金銭からの問屋の債権の弁済

問屋は、本法第 410 条に従い、委託者の計算で自ら取得した金額の中から、問屋契約に基づいて自らに支払われるべき金額を留置する権利を有する。しかしながら、債権の弁済について質権者に優先する委託者の債権者は、問屋が留置する金額から、自らの債権の弁済を受ける権利を奪われない。

#### 第 998 条 委託者の財産に生じた損傷、不足または損害に対する問屋の責任

- (1) 問屋は、自らの保持する委託者の財産に生じた損傷、不足または損害について、委託者に対して責任を負う。
- (2) 問屋が委託者から財産を受領し、または委託者のために財産を取得したが、当該財産が外的検査によって判別可能な損傷を受け、または欠損があることが判明したとき、および、問屋のもとにある委託者の財産に何者かが損害を与えたとき、問屋は委託者の権利を保護するための措置を取り、必要な証拠を収集し、かつ委託者に直ちに通知する義務を負う。
- (3) 委託者が自らの費用において当該財産に保険を付することを問屋に指示していたとき、または問屋契約または取引慣行に基づき問屋が付保義務を負っていたとき、自らの保持する委託者の財産に保険を付さなかった問屋は、問屋に対して責任を負う。

#### 第 999 条 問屋の報告義務

問屋は、委託事務の実行に関して報告書を委託者に提出し、問屋契約に基づいて受け取った全ての物を委託者に引き渡す義務を負う。当事者間に期間に関する別段の合意がある場合を除き、報告書に異議のある委託者は、報告書を受領した日から 30 日以内に、問屋に対して通知しなければならない。別段の合意がある場合を除き、異議の通知がなかったとき、当該報告書は承諾されたものとみなされる。

#### 第 1000 条 問屋契約の履行に対する委託者の承諾

委託者は次の義務を負う。

問屋契約に基づいて受領された全ての物を、問屋から受領すること。

問屋によって自らのために取得された財物を検査し、当該財物について発見した瑕疵を遅滞なく問屋に通知すること。

委託事務の履行に関連して問屋が第三者に対して負担した債務から、問屋を解放すること。

#### 第 1001 条 委託事務の履行に関する費用の補償

委託者は、問屋への報酬の支払いおよび履行保証の場合の追加的報酬に加えて、委託事務の履行に関連して問屋が支出した費用を補償する義務を負う。

法律または契約に別段の定めがある場合を除き、問屋は委託者の財物の保管について生じた費用の補償を請求する権利を有する。

#### 第 1002 条 問屋契約の終了

問屋契約は次の原因に基づいて終了する。

委託者による契約履行の拒絶。

法律または契約に従った問屋による契約履行の拒絶。

問屋の死亡、処分行為能力の喪失もしくは制限、または失踪。

自然人営業者である問屋の支払不能（または破産）。

問屋が支払不能（または破産）したとき、委託者の指示に基づき、委託者のために問屋が締結した取引に関する権利義務は、委託者に移転する。

#### 第 1003 条 委託者による委託事務の撤回

(1) 委託者は、いつでも、問屋に対して委託事務を撤回することにより、問屋契約の履行を拒絶する権利を有する。問屋は、委託事務の撤回によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。

(2) 契約により長い期間の定めがある場合を除き、問屋契約が期間の定めのない形で締結されていたとき、委託者は、問屋契約の終了を、30 日以上前に、問屋に通知しなければならない。

この場合、委託者は、契約終了以前に問屋が締結した取引について、問屋に報酬を支払い、契約締結以前に生じた費用を補償しなければならない。

(3) 委託業務を撤回したとき、委託者は、問屋契約に定められた期間内に、契約に期間の定めがない場合には、直ちに、問屋のもとにある財産を処分する義務を負う。委託者がこの義務を懈怠したとき、問屋は当該財産を委託者の費用で寄託し、または委託者にとって可能な限り有利な価格で当該財産を売却する権利を有する。

#### 第 1004 条 問屋による問屋契約の履行拒絶

(1) 問屋契約に別段の定めがある場合を除き、問屋は、問屋契約の履行を拒絶する権利を有しない。ただし、問屋契約が期間の定めのない形で締結された場合はこの限りでない。契約により長い期間の定めがある場合を除き、問屋契約の履行を拒絶するとき、問屋は委託者に対し、30 日以上前に通知する義務を負う。

問屋は、委託者の財産を保存するために必要な措置を取る義務を負う。

(2) 問屋契約に別段の期間の定めがある場合を除き、委託者は、問屋による委託事務の履行拒絶に関する通知を受領した後、15 日以内に、問屋の下にある財産を処分しなければならない。委託者がこの義務を懈怠したとき、問屋は当該財産を委託者の費用で寄託し、または委託者にとって可能な限り有利な価格で当該財産を売却する権利を有する。

(3) 問屋契約に別段の定めがある場合を除き、委託事務の履行を拒絶した問屋は、契約終了以前に問屋が締結した取引について報酬の支払い、および契約締結以前に生じた費用の補償を求める権利を保持する。

## 第 53 章 財産の信託管理

### 第 1012 条 財産の信託管理契約

(1) 財産の信託管理契約において、一方当事者（設定者）は他方当事者（受託管理者）に対し、特定の期間、信託管理のために財産を移転する義務を負う。受託管理者は有償で、設定者または設定者が指定する者（受益者）の利益のために、当該財産の管理する義務を負う。

信託管理のための財産移転は、受託管理者に対する財産の所有権移転を伴わない。

(2) 財産の信託管理を実施するに際して、受託管理者は、信託財産管理契約に従い、当該財産に関して、受益者の利益のために、あらゆる法律行為および事実行為をなす権限を有する。

財産の信託管理に関する個別的な行為の制限は、法律または契約によって定められ得る。

(3) 受託管理者は、自己の名において、受託管理者であることを示して、信託管理のために移転された財産について取引を締結することができる。取引の締結に書面による方式が要求されない場合において、受託管理者がその資格において取引を行っていることを相手方が知っていたとき、および書面において受託管理者の名前の後に「D. U.」という表示がなされたとき、この条件は充足されたものとみなされる。

受託管理者としての資格に関する表示がなされなかったとき、受託管理者は第三者に対して個人的に義務を負い、固有財産においてのみ責任を負担する。

(4) 投資ファンドによる信託管理の特殊性は法律によって定められる。

(5) 共同利用に供される連邦自動車道の信託管理の特殊性は法律によって定められる。

### 第 1013 条 信託管理の対象

(1) 事業その他の財産体、不動産に関連する財物、有価証券、ペーパーレス証券によって確証された権利、排他的利用権、その他の財産は、信託管理の対象となる。

(2) 法律に定めがある場合を除き、金銭は、信託管理の対象とならない。

(3) 経済的管理または事業的管理に置かれた財産は、信託財産管理の対象とならない。経済的管理または事業的管理に置かれた財産を信託的管理に移すことは、その経済的管理または事業的管理に財産が置かれた法人の解散後、または法律の定めるその他の原因に基づき、財産の経済的管理または事業的管理が終了し、当該財産の登録が所有者に戻った後にのみ可能となる。

### 第 1014 条 信託管理の設定者

財産の所有者、および本法第 1026 条の定める事例においては、他の者が、信託管理の設定者となることができる。

#### 第 1015 条 受託管理者

- (1) 国営企業を除く、自然人事業者および事業会社は、受託管理者となることができる。  
法律に定められた根拠に基づき、財産の信託管理が行われるとき、事業者でない自然人または非営利団体も受託管理者となることができる。
- (2) 財産は信託管理のために、国家機関または地方自治体に移転することができない。
- (3) 受託管理者は信託管理契約のもとで受益者となることができない。

#### 第 1016 条 財産信託管理契約の本質的条件

- (1) 財産信託管理契約において次の事柄が定められなければならない。  
信託管理に移された財産の構成。  
財産の管理がその利益においてなされる法人の名称または自然人の名前。  
契約において報酬の支払いが定められているとき、報酬の金額および形式。  
契約の実施期間。
- (2) 財産の信託管理契約は、5 年を超えない期間について締結される。信託管理に移される個々の財産について、その他の最長の契約期間は法律によって定められる。  
契約の実施期間の終了に際して、契約の終了に関して当事者の一方が意思を表明しないとき、契約は、同一の期間、同一の条件に基づいて延長される。

#### 第 1017 条 財産の信託管理契約の形式

- (1) 財産信託管理契約は書面によって締結されなければならない。
- (2) 不動産の信託管理契約は、不動産売買について規定される書面によって、締結されなければならない。信託管理のために不動産を移転するとき、不動産に関する所有権移転の場合と同一の手続きに従って、登録しなければならない。
- (3) 財産信託管理契約の書面要件、または信託財産管理のための不動産移転に関する要件が遵守されなかったとき、契約は無効となる。

#### 第 1018 条 信託財産管理に置かれた財産の独立性

- (1) 信託管理に置かれた財産は、設定者の他の財産および受託管理者の財産から独立する。当該財産は、受託管理者の特別の貸借対照表に表示され、それについて別途会計手続きが行われなければならない。信託管理に関連して決済を行うために、特別の銀行口座が開設されなければならない。
- (2) 設定者が支払不能（または破産）に陥った場合を除き、設定者が信託管理に移した財産に、設定者の債務に基づいて差し押さえをかけることはできない。設定者が破産に陥ったとき、信託管理は終了し、財産は破産財団に含まれる。

#### 第 1019 条 担保権の設定された財産の信託管理

- (1) 担保権の設定された財産を信託管理に置くことによって、担保権者が担保権を実行する権利は損なわれない。
- (2) 受託管理者は、信託管理のために移転された財産に担保権の負担があることについて、注意を受けなければならない。受託管理者が信託管理に移された財産に担保権の負担があることを知らず、またこれを知らないことに過失がなかったとき、受託管理者は裁判所に信託管理契約の解除を求め、契約に基づいて支払われるべき 1 年分の報酬の支払いを求める権利を有する。

#### 第 1020 条 受託管理者の権利及び義務

- (1) 受託管理者は、信託管理のために移転された財産について、法律または信託財産契約の定める範囲内で、所有者としての権限を行使する。信託管理契約に定めがあるとき、受託管理者は不動産を処分することができる。
- (2) 財産の信託管理に関連する行為の結果として受託管理者が取得した財物は、信託管理に移された財産の一部を構成する。受託管理者の当該行為の結果として生じた義務は、信託管理に移された財産の費用において、履行される。
- (3) 信託管理に移された財産に関する権利を保護するため、受託管理者は、当該権利に対する侵害の除去を請求する権利を有する（第 301 条、第 302 条、第 304 条、第 305 条）。
- (4) 受託管理者は、設定者および受益者に対し、信託管理契約に定められた期間内に、定められた手続きに従って、自らの活動に関する報告書を提出しなければならない。

#### 第 1021 条 財産信託管理の委託

- (1) 受託管理者は、第 2 項に定める場合を除き、財産の信託管理を自ら実施しなければならない。
- (2) 受託管理者は、信託管理契約によって権限を与えられているとき、設定者の書面による同意を受けたとき、または設定者もしくは受益者の利益を保護するために必要な場合で合理的な期間内に設定者の指示を受けることができないとき、受託管理者は、財産管理に必要な行為を受託管理者の名において行うことを、他者に委託することができる。  
受託管理者は、選任した者の行為について、自らの行為として責任を負う。

#### 第 1022 条 受託管理者の責任

- (1) 財産の信託管理に置いて受益者または設定者の利益のために適切な注意を怠った受託管理人は、受益者に対して、信託管理の期間中に喪失した利益を補償し、設定者に対して、財産の自然な減耗および利益の喪失を考慮に入れつつ、財産の滅失・損傷によって生じた損害について責任を負う。

受託者は、ある損害が不可抗力または受益者もしくは設定者の行為によって生じたことを証明しない限り、当該損害について責任を負う。

- (2) 受託管理者が、自らに付与された権限を超えて、または自らに課された制限に違反して締結した取引に関連する債務は、受託管理者が個人として負担しなければならない。当該取引に関与した第三者が権限の逸脱または制限について知らず、かつ知らなかったことに過失がなかったとき、当該取引から生じた債務は、第 3 項の定める手続きに従って履行されなければならない。この場合、設定者は受託管理者に対して損害の賠償を請求することができる。
- (3) 財産の信託管理に関連して生じた債務は、当該財産から弁済されなければならない。当該財産が不十分であるとき、受託管理者の財産に対して差し押さえをすることができ、さらに受託管理者の財産が不十分であるときは設定者の他の財産に対して差し押さえをすることができる。
- (4) 財産信託管理契約において、信託管理の不適切な実施によって設定者または受益者に生じた損害の賠償を担保するため、受託管理者が担保権を設定することができる。

#### 第 1023 条 受託管理者の報酬

受託管理者は、財産信託管理契約に定められた報酬および信託管理において自ら支出した必要費について、当該財産からの支払い請求する権利を有する。

#### 第 1024 条 財産信託管理契約の終了

- (1) 財産信託管理契約は次の原因に基づいて終了する。

受益者である自然人の死亡または法人受益者の清算。ただし、契約に別段の定めがある場合を除く。

受益者による利益享受の拒絶。ただし、契約に別段の定めがある場合を除く。

受託管理者たる自然人の死亡、処分行為能力の喪失・制限、失踪、または破産（もしくは支払不能）。

受託管理者が財産の信託管理を実施するのが不可能になったことに関連する、受託管理者または設定者による信託管理の実施の拒絶。

その他の理由に基づく、設定者による財産信託管理契約の解除。ただし、設定者は受託管理者に契約に定めら得た報酬を支払わなければならない。

設定者たる自然人の支払不能（または破産）。

- (2) 契約に期間に関する別段の定めがある場合を除き、一方当事者が財産信託管理契約を解除するとき、契約終了の 3 か月前までに他方当事者に通知がなされなければならない。
- (3) 契約に別段の定めがある場合を除き、財産信託管理契約が終了するとき、信託管理におかれた財産は、設定者に譲渡される。

#### 第 1025 条 有価証券の信託管理

有価証券を信託管理に移すとき、有価証券の組み合わせを規定することができる。  
有価証券の処分に関する受託管理者の権限は、信託管理契約において定められる。  
有価証券の信託管理に関する特殊性は法律によって定められる。  
本条の規定は、ペーパーレスの有価証券（第 149 条）にも個別的に適用される。

#### 第 1026 条 法律の定める原因に基づく財産の信託管理

(1) 財産信託管理は次の原因に基づいて設定されうる。

本法第 38 条に規定される事例において区の財産を永続的に管理する必要性。

遺言執行者を選任する遺言。

法律の定めるその他の原因。

(2) 法律に別段の定めがある場合、または当該関係の性質上必要とされない場合を除き、本章の規定は、第 1 項の定める原因に基づく財産の信託管理に適用される。

第 1 項の定める原因に基づいて財産の信託管理が設定されたとき、本章の規定する設定者の権利は、受託・後見機関、遺言執行者または法律の定める者に属する。

### **第 54 章 フランチャイズ**

#### 第 1027 条 フランチャイズ契約

(1) フランチャイズ契約において、一方当事者（フランチャイザー；権利保有者）は他方当事者（フランチャイジー；利用者）に対して、有償で、特定の期間または期限の定めなく、利用者の営利活動において、権利保有者に帰属する排他的権利の集合体を利用する権利——権利保有者の企業名および／もしくは商業デザインを利用する権利、営業情報を保護する権利、その他商標、サービスマークなど契約によって定められた排他的権利の対象を利用する権利を含む——を付与する義務を負う。

(2) フランチャイズ契約において、権利保有者の一連の排他的権利の集合体、のれんおよび営業実績を利用する権利について、一定の限度内で——とりわけ利用の上限および下限を設定して——、定められた営業活動の領域——権利保有者から受領した商品または利用者が製造した商品の販売、その他の取引行為の実施、仕事の実施、サービスの提供——に利用を限定し、または限定しないで、定めることができる。

(3) 営利団体および事業者として登録した自然人は、フランチャイズ契約の当事者となることができる。

(4) ライセンス契約に関する本法第 4 節の規定は、本章の規定およびフランチャイズ契約の性質に反しない限り、フランチャイズ契約にも適用される。

#### 第 1028 条 フランチャイズ契約の形式および登録

- (1) フランチャイズ契約は書面によって締結されなければならない。  
書面によらない場合、フランチャイズ契約は無効となる。
- (2) フランチャイズ契約は、連邦知的財産担当局に登録されなければならない。登録がないとき、フランチャイズ契約は無効となる。

#### 第 1029 条 サブ・フランチャイズ

- (1) フランチャイズ契約において、利用者が他者に対し、権利保有者との間で合意したサブ・フランチャイズの条件または契約に定められた条件にしたがって、排他的権利の集合体の全部または一部を利用することを許可する権利を、定めることができる。利用者が特定の期間内に、特定の数の他者に対し、サブ・フランチャイズの条件に基づいて、排他的権利の集合体の利用に関する権利を付与する義務を、契約で定めることができる。  
サブ・フランチャイズ契約は、元のフランチャイズ契約よりも長期にわたる形で、締結することはできない。
- (2) フランチャイズ契約が無効であるとき、当該契約に基づいて締結されたフランチャイズ契約は無効となる。
- (3) フランチャイズ契約に期間に関する別段の定めがある場合を除き、期間前に契約が終了したとき、サブ・フランチャイズ契約の下での従属的権利保有者（フランチャイズ契約の利用者）の権利及び義務は、権利保有者に移転される。ただし、権利保有者が契約において権利および義務の引き受けを拒絶していた場合はこの限りでない。この規定は、期間を特定して締結されたフランチャイズ契約が解除されたときにも適用される。
- (4) フランチャイズ契約に別段の定めがある場合を除き、利用者は、従属的利用者の行為によって権利保有者に生じた損害について、連帯して責任を負う。
- (5) サブ・フランチャイズ契約の特殊性に基づく場合を除き、本章の規定は、サブ・フランチャイズ契約に適用される。

#### 第 1030 条 フランチャイズ契約に基づく報酬

フランチャイズ契約に基づく報酬は、一括払いもしくは分割払いの形で、受領代金からの控除の形で、権利保有者によって再売買のために移転された財産の卸売売却価格への付加の形で、その他契約に定められた形式で、利用者から権利保有者に対して支払われる。

#### 第 1031 条 権利保有者の義務

- (1) 権利保有者は、技術的文書および商業的文書を利用者に引き渡し、フランチャイズ契約に基づいて付与された排他的権利を行使するために必要な情報を利用者に提供し、かつ当該権利の行使に関連して利用者およびその被用者を指導・訓練する義務を負う。

- (2) フランチャイズ契約に別段の定めがある場合を除き、権利保有者は次の義務を負う。
- フランチャイズ契約を登録すること（第 1028 条第 2 項）。
  - 利用者を指導・訓練し、教育することの補助を含む、技術的補助および助言を利用者に与えること。
  - フランチャイズ契約に基づき、利用者によって製造される商品（、実施される仕事または提供されるサービス）の品質を制御すること。

#### 第 1032 条 利用者の義務

フランチャイズ契約に基づいて利用者が実施した活動の性質および特殊性を考慮に入れて、利用者は次の義務を負う。

契約に基づく活動を行う際に、商業デザイン、商標、サービスマーク、その他契約に定められた方法で権利保有者の個別化の手段を利用すること。

契約に基づき、生産される商品、実施される仕事または提供されるサービスの質を、権利保有者自身によって生産、実施または提供される、類似の商品、仕事またはサービスに適合させること。

排他的権利の集合体の利用方法、条件への適合性を確保することを目的とした権利保有者の指示および指導——契約に基づいて付与された権利を行使する際に、利用者が利用する商業施設の外的または内的な装飾に関する指示を含む——に従うこと。

購入者（または依頼主）に対し、権利保有者からの商品の購入（または権利保有者に対する仕事もしくはサービスの注文）の場合であれば期待できる全ての付加的サービスを提供すること。

権利保有者の製品の秘密（またはノウハウ）、その他権利保有者から取得した営業上の秘密情報を漏えいしないこと。

契約に定めがある場合、定められた量のサブ・フランチャイズを提供すること。購入者（または依頼主）に対して、自らが商業デザイン、商標、サービスマーク、その他契約に定められた方法で個別化の手段を利用していることを、最も明確な方法で知らせること。

#### 第 1033 条 フランチャイズ契約に基づく当事者の権利の制約

- (1) フランチャイズ契約において、両当事者の権利の制約を規定することができる。とりわけ、次のことを規定することができる。

利用者に割り当てられた領域において、同様の排他的権利の集合体を他者に提供せず、または自らが類似の活動を行わない権利保有者の債務。

権利保有者に帰属する排他的権利を利用して利用者が実施する営業活動に関して、フランチャイズ契約の適用が拡張される領域において、権利保有者と競業しない利用者の債務。

利用者が、権利保有者の競業者（または潜在的競業者）から類似の権利に関するフランチャイズを受けないこと。

排他的権利の行使の際に利用する営業施設の位置およびその外的・内的装飾について権利保有者と合意する、利用者の義務。

市場の状況および当事者の経済状態を勘案して、制約条件が独占禁止政策に反するとき、独占禁止局その他利害関係による訴えに基づいて、当該条件は無効とみなされる。

(2) フランチャイズ契約に基づく当事者の権利を制約する条件のうち、次のものは無効である。

権利保有者が利用者による商品の売却価格もしくは仕事（もしくはサービス）の実施（もしくは提供）価格を決定し、またはその上限もしくは下限を設定する権限を有する形で課される条件。

利用者が、定められた類型の購入者（もしくは依頼主）、または契約で定められた領域内に住所（または居所）を有する購入者（もしくは依頼主）にのみ、商品を売却し、仕事を実施し、またはサービスを提供する権利を有するという形で課される条件。

#### 第 1034 条 利用者に対する請求に関する権利保有者の責任

権利保有者は、利用者によって売却（実施または提供）された商品（仕事または役務）が品質の適合性を欠いていたことに基づく、利用者に対する請求について、保証責任を負う。

権利保有者は、権利保有者の製品（または商品）の製造者としての利用者に対する請求について、連帯責任を負う。

#### 第 1035 条 フランチャイズ契約を更新する利用者の権利

(1) 自らの義務を適切に履行した利用者は、フランチャイズ契約の期間終了時に、同一の条件で契約を更新する権利を有する。

(2) 権利保有者は、契約の期間終了から 3 年以内に、類似のフランチャイズ契約を他者と締結せず、終了する契約が実施されたのと同じ領域で実施される類似のサブ・フランチャイズ契約の締結に合意することを条件として、契約の更新を拒絶する権利を有する。3 年の経過以前に権利保有者が終了した契約の下で利用者に付与されていたのと同じの権利を何者かに付与したいと考えるとき、権利保有者は、利用者に対して新たな契約の締結を提案するか、または損害を賠償しなければならない。新たな契約を締結するとき、その条件は終了した契約よりも利用者にとって不利であってはならない。

#### 第 1036 条 フランチャイズ契約の変更

(1) フランチャイズ契約は本法第 29 章の規定に従って変更される。

(2) フランチャイズ契約の変更は、第 1028 条第 2 項に基づき、登録されなければならない。

#### 第 1037 条 フランチャイズ契約の終了

- (1) 期間の定めのないフランチャイズ契約の各当事者は、他方当事者に 6 か月前に通知することで、いつでも契約を解除することができる。ただし、契約により長期の期間に関する定めがある場合はこの限りでない。
- (2) 期間の定めがあるフランチャイズ契約を期間前に解除するとき、または期間の定めのないフランチャイズ契約を解除するとき、第 1028 条第 2 項に従い、登録をしなければならない。
- (3) 権利保有者に帰属する商標、サービスマークまたは商業デザインに対する権利が終了するとき、フランチャイズ契約に基づいて当該権利が利用者に付与された排他的権利の集合体を構成し、新たな類似の権利による代替がなされない場合には、フランチャイズ契約は終了する。
- (4) 権利保有者または利用者が支払不能（または破産）に陥ったとき、フランチャイズ契約は終了する。

#### 第 1038 条 当事者交替の場合におけるフランチャイズ契約の維持

- (1) 利用者に付与された排他的権利の集合体に含まれる排他的権利が他者に譲渡されたことは、フランチャイズ契約の変更または終了の原因とならない。新たな権利保有者は、移転された排他的権利に関連する権利および義務の範囲において、当該契約の当事者としての地位に立つ。
- (2) 権利保有者が死亡したとき、法定相続人が事業者として登録されていたか、または相続開始のときから 6 か月以内に登録されることを条件として、フランチャイズ契約に基づく権利および義務は法定相続人に移転する。それ以外の場合、契約は終了する。

法定相続人による引受け、または法定相続人の事業者としての登録以前において、死亡した権利保有者の権利の行使または義務の履行は、公証人によって選任された管理人によって実施される。

#### 第 1039 条 商業デザインの変更

フランチャイズ契約に基づいて利用者に付与された排他的権利の集合体のうち、権利保有者によって商業デザインが変更されたとき、利用者が契約の解除と損害の賠償を請求しない限り、契約は権利保有者の新たな商業デザインに関して継続して実施される。契約が継続する場合、利用者は権利保有者に支払われる報酬の割合的減額を請求することができる。

#### 第 1040 条 フランチャイズ契約に基づき付与された排他的権利の終了の効果

フランチャイズ契約の期間内に利用者に付与された排他的権利の実施期間が終了したとき、または排他的権利がその他の理由に基づいて終了したとき、当該権利に関する

別段の定めがある場合を除き、フランチャイズ契約は継続して実施される。契約に別段の定めがある場合を除き、利用者は権利保有者に支払われる報酬の割合的減額を請求することができる。

権利保有者に帰属する商標、サービスマークまたは商業デザインに対する排他的権利が終了したとき、その効果は、本法第 1037 条第 3 項および第 1039 条に従う。

## **第 57 章 競争入札**

### 第 1057 条 競争入札の設定

- (1) 最良の仕事の実施その他の結果の達成について、金銭的報酬の支払いその他の報償の提供を公示した者は（競争入札）、競争の条件にしたがって競争の勝者とみなされる者に対して、定められた報償を支払う義務を負う。
- (2) 競争入札は社会的に有益な目的の実現に向けられたものでなければならない。
- (3) 主催者による競争入札への参加の呼びかけが、報道機関その他のマスメディアを通じて、参加を望む者全てに通知されたとき、競争入札は公開であり、主催者の選択によって特定少数の者に対して参加の呼びかけが通知されたとき、競争入札は非公開である。  
入札の主催者によって参加者の暫定的選抜が行われたとき、公開競争入札は、参加者の暫定的資格によって条件付けられる。
- (4) 競争入札に関する通知は、少なくとも、仕事の性質に関する条件、仕事その他の成果の評価に関する基準および手続、場所、期間、提出の方法、報償の額および形式、ならびに競争の結果を通知する手続および期間を含まなければならない。
- (5) 本法第 447 条乃至第 449 条の定めに関し反しない限り、競争の勝者と契約を締結する義務を含む競争入札については、本章の規定が適用される。

### 第 1058 条 条件の変更と競争入札の中止

- (1) 競争入札を公示した者は、仕事の提出について定められた期間の前半においてのみ、その条件を変更し、または入札を中止する権利を有する。
- (2) 条件の変更または入札の中止に関する通知は、競争入札が公示されたのと同じ手段でなされなければならない。
- (3) 競争入札の条件の変更または競争入札の中止の場合、競争入札を公示した者は、公示された仕事を実施した者が条件の変更または入札の中止を知りまたは知り得べき状態に至るまで、その者が被った費用を補償しなければならない。  
競争入札を公示した者は、当該仕事が競争入札と関係なく実施されたこと、とりわけ競争入札の公示前になされ、または入札の条件と一致しないことを知りながらなされたことを証明したとき、費用を補償する責任から免れる。

- (4) 競争入札の条件変更または中止に際して、第 1 項および第 2 項の定める条件に違反したとき、競争入札を公示した者は、公示に定められた条件を満たす仕事を完成した者に対して報酬を支払わなければならない。

#### 第 1059 条 報酬の支払いに関する決定

- (1) 報酬の支払いに関する決定は、競争入札に関する公示に定められた手続きに従い、定められた期間内に、参加者に対して通知されなければならない。
- (2) 公示に定められた仕事が 2 人以上の者によって合同で完成されたとき、報酬はそれらの者の合意に従って配分される。合意が存在しないとき、報酬の配分に関する手続きは裁判所によって決定される。

#### 第 1060 条 科学、文学または芸術に関する受賞作品の利用

競争入札の対象が科学、文学または芸術に関する創作活動であり、かつ入札条件に別段の定めがないとき、競争入札を公示した者は、賞を受けた作品の制作者に対して、報酬の支払いを条件として、当該作品の利用に関する契約を締結する優先権を有する。

#### 第 1061 条 提出された作品の競争入札参加者への返還

公示に別段の定めがある場合、または実施された仕事の性質から問題が生じない場合を除き、競争入札を公示した者は、受賞作品以外の作品を、入札参加者に返還する義務を負う。

## **第 58 章 賭博および賭事**

#### 第 1062 条 賭博および賭事の組織と参加に関連した請求

- (1) 賭博および賭事の組織と参加に関連した自然人および法人の請求は、法的保護の対象とならない。ただし、詐欺、強制、強迫、または賭博もしくは賭事の組織者と代理人との間の意思表示の瑕疵に基づいて、賭博または賭事に参加した者の請求、および、本法第 1063 条第 5 項に定められた請求はこの限りではない。
- (2) 本章の規定は、商品の価格、有価証券の価格、通貨の交換レート、利率、インフレ水準、これらの指標を合算して計算された基準、または法律に定められ、その発生が確定していないその他の事情の変更に応じて、一定の金額を支払うことを内容とする取引の当事者の義務に関連する請求には拡張されない。当該取引の当事者の一方が銀行業務の許可もしくは証券市場での営業活動の許可を得た法人であり、または証券取引所で締結された取引の当事者の一方が証券取引所での取引について許可を得た法人であるとき、これらの請求は法的保護の対象となる。

本項に定める取引の参加者が自然人であるとき、当該取引が証券取引所において締結された場合に限り、その請求は法的保護の対象となる。

第 1063 条 国家もしくは地方公共団体により、またはその許可を受けて実施されるくじ、トータライザーその他の賭事

(1) リスクを基礎とするくじ、トータライザー（もしくは相互的賭け事）その他の賭け事の主催者——ロシア連邦、連邦期間、地方公共団体、国家または地方公共団体によって定められた法定の手続きに従い賭け事を実施する法人——とその参加者の関係は、契約に基づく。

(2) 賭け事の実施に関するルールが定められているとき、主催者と参加者の契約は、くじのチケットその他の文書、またはその他の手段による方式を実践しなければならない。

(3) 第 1 項の定める契約締結の申し込みは、賭け事を行う期間、ならびに勝者およびその金額を定める手続きに関する条件を含まなければならない。

特定された期間内に賭け事を実施することを主催者が拒絶したとき、賭け事の参加者は、主催者に対して、賭け事の中止または期間の延期を理由とする実損害の賠償を請求することができる。

(4) 主催者は、くじ、トータライザーその他の賭け事の実施条件に従って勝者とみなされる者に対し、賭け事の実施条件に定められる金額、形式（金銭または種類物）および期間に従って、賞金を支払わなければならない。期間に関する定めがないとき、勝者の決定から 10 日以内、または法律の定める期間内に支払がなされなければならない。

(5) 賭け事的主催者が第 4 項に定める義務を怠ったとき、くじ、トータライザーその他の賭け事に勝利した者は、主催者に対し、賞金の支払いを請求し、主催者の契約違反によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。